

# 統計学

## 第 112 号

### 研究論文

- 乳幼児を持つ夫妻の「拡大育児時間」の推計 ..... 水野谷武志 (1)  
日本経済の金融化に関する検討—産業資本の性格の変化に注目して— ..... 田添 篤史 (15)

### 書評

- Jun-ichi OKABE and Aparajita BAKSHI, *A New Statistical Domain in India : An Enquiry into Village Panchayat Databases*, Tulika Books, New Delhi, 2016 ..... 金子 治平 (30)  
И.И. Елисеева и А.Л. Дмитриев, *Очерки по истории государственной статистики России*, Издательство Росток, Санкт-Петербург, 2016 ..... 山口 秋義 (37)  
野崎 明 編著『格差社会論』(同文館出版, 東京, 2016年) ..... 福島 利夫 (43)

### 『統計学』創刊60周年記念特集論文

- 『統計学』創刊60周年記念特集にあたって ..... 水野谷武志 (47)  
特集A：標本設計情報とミクロデータ解析の実際  
　人口センサスの変容—フランスのローリング・センサス— ..... 西村 善博 (49)  
特集B：政府統計ミクロデータの作成・提供における方法的展望  
　諸外国の公的統計における欠測値の対処法  
　—集計値ベースと公開型ミクロデータの代入法— ..... 高橋 将宜 (65)

### 本会記事

- 支部だより ..... (84)  
『統計学』投稿規程・創刊60周年記念特集掲載号関連諸規程 ..... (89)

2017年3月

経済統計学会

## 創刊のことば

社会科学の研究と社会的実践における統計の役割が大きくなるにしたがって、統計にかんする問題は一段と複雑になってきた。ところが統計学の現状は、その解決にかならずしも十分であるとはいえない。われわれは統計理論を社会科学の基礎のうえにおくことによって、この課題にこたえることができると考える。このためには、われわれの研究に社会諸科学の成果をとりいれ、さらに統計の実際と密接に結びつけることが必要であろう。

このような考えから、われわれは、一昨年来経済統計研究会をつくり、共同研究を進めてきた。そしてこれを一層発展させるために本誌を発刊する。

本誌は、会員の研究成果とともに、研究に必要な内外統計関係の資料を収めるが同時に会員の討論と研究の場である。われわれは、統計関係者および広く社会科学研究者の理解と協力をえて、本誌をさらによりよいものとすることを望むものである。

1955年4月

経済統計研究会

## 経済統計学会会則

第1条 本会は経済統計学会 (JSES : Japan Society of Economic Statistics) という。

第2条 本会の目的は次のとおりである。

- 1. 社会科学に基づいた統計理論の研究
- 2. 統計の批判的研究
- 3. すべての国々の統計学界との交流
- 4. 共同研究体制の確立

第3条 本会は第2条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

- 1. 研究会の開催
- 2. 機関誌『統計学』の発刊
- 3. 講習会の開催、講師の派遣、パンフレットの発行等、統計知識の普及に関する事業
- 4. 学会賞の授与
- 5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会は第2条に掲げる目的に賛成した以下の会員をもって構成する。

- (1) 正会員
- (2) 院生会員
- (3) 団体会員
- 2 入会に際しては正会員2名の紹介を必要とし、理事会の承認を得なければならない。
- 3 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第5条 本会の会員は機関誌『統計学』等の配布を受け、本会が開催する研究大会等の学術会合に参加することができる。

- 2 前項にかかわらず、別に定める会員資格停止者については、それを適応しない。

第6条 本会に、理事若干名をおく。

- 2 理事から組織される理事会は、本会の運営にかかる事項を審議・決定する。
- 3 全国会計を担当する全国会計担当理事1名をおく。
- 4 渉外を担当する渉外担当理事1名をおく。

第7条 本会に、本会を代表する会長1名をおく。

- 2 本会に、常任理事若干名をおく。
- 3 本会に、常任理事を代表する常任理事長を1名おく。
- 4 本会に、全国会計監査1名をおく。

第8条 本会に次の委員会をおく。各委員会に関する規程は別に定める。

- 1. 編集委員会
- 2. 全国プログラム委員会
- 3. 学会賞選考委員会
- 4. ホームページ管理運営委員会
- 5. 選挙管理委員会

第9条 本会は毎年研究大会および会員総会を開く。

第10条 本会の運営にかかる重要な事項の決定は、会員総会の承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度の起算日は、毎年4月1日とする。

- 2 機関誌の発行等に関する全国会計については、理事会が、全国会計監査の監査を受けて会員総会に報告し、その承認を受ける。

第12条 本会会則の改正、変更および財産の処分は、理事会の審議を経て会員総会の承認を受ける。

付 則 1. 本会は、北海道、東北・関東、関西、九州に支部をおく。

- 2. 本会に研究部会を設置することができる。
- 3. 本会の事務所を東京都文京区音羽1-6-9（株音羽リスマチック）におく。

1953年10月9日（2016年9月12日一部改正[最新]）

# 乳幼児を持つ夫妻の「拡大育児時間」の推計

水野谷武志\*

## 要旨

本稿の課題は、主行動としての育児時間に加えて、同時行動としての育児時間や子どもと一緒にいながら行う様々な活動を含めて「拡大育児時間」と定義し、特に乳幼児を持つ夫妻の時間を推計することによって、育児時間の多様な側面を明らかにすることである。2011年実施の「社会生活基本調査」にもとづき、夫妻の主行動と同時行動、及び主行動と一緒にいた人とのクロス集計分析によって、「拡大育児時間」を推計した。その結果、主行動としての育児時間は平日（土日曜）で夫24分（84分）、妻196分（147分）に対し、「拡大育児時間」は夫156分（450分）、妻652分（713分）となった。結論として、「拡大育児時間」の推計によって、主行動と同時行動と子どもがいながらの行動が組み合わせられた育児の多様な側面が明らかになった。また、「拡大」部分の育児時間は夫の増加よりも妻の方がとても大きいので、妻に偏った育児負担が改めて明らかになった。

## キーワード

育児時間、生活時間、同時行動、子どもと一緒にいた行動、「社会生活基本調査」

## 1. はじめに

本稿の課題は主行動としての育児時間に加えて、同時行動としての育児時間や子どもと一緒にいる様々な活動時間と含めて「拡大育児時間」と定義し、特に乳幼児を持つ夫妻に注目してこれを推計することによって、子育て期の夫妻における育児時間の多様な側面を明らかにすることである。ここで主行動とは、同時に複数の行動をした場合に調査回答者が主とみなした行動であり、同時行動とは主行動以外の行動である。

21世紀における重要課題の1つである男女共同参画社会の実現にとって、育児参加における大きな男女差の改善は重要な論点とし

て絶えず取り上げられてきたが、この問題の前進は遅いままである。この問題を把握するための基礎資料として、育児をふくめた生活の各行動にどのくらいの時間を使っているのか、つまり生活時間調査による統計の活用が不可欠である。育児時間についても生活時間統計が利用されてきたが、それは主行動としての育児時間が中心であった。しかし、育児には同時行動として行われる時間がある。さらに、子どもと一緒にいる、あるいは同じ空間にいて何かあればすぐに対応できる態勢を取りながら様々な行動をする場合、これらの行動は育児に準じる時間と見なしうる。従来取り上げられてきた主行動としての育児時間はこのような育児の多様性を十分には捉えていない。そこで育児時間には、(i)主行動としての時間だけでなく、(ii)同時行動としても行われる時間、(iii)育児以外の行動（例えば食事、

\* 正会員、北海学園大学経済学部

〒062-8605 北海道札幌市豊平区旭町4-1-40

e-mail : mizunoya@econ.hokkai-s-u.ac.jp

家事、余暇活動など)で子どもと一緒にに行われている時間があると考え、本稿ではこの3つの合計時間を「拡大育児時間」と定義し、この「拡大育児時間」の推計を通して、育児時間の多面的な把握を生活時間統計によって試みたい。

## 2. 先行研究

主行動だけでなく、同時行動や子どもと一緒にいた行動をふくめた広義の育児時間を推計した先行研究として、Statistics Sweden (2007) と Gershuny (2009) がある。管見ではこの種の先行研究は国内では見当たらない。Statistics Sweden (2007) は2000/01年にスウェーデン統計局によって実施された全国生活時間調査結果から、0~6歳の子どもを持つカップルの男女について、主行動としての育児時間に加えて、同時行動としての育児時間、子どもと一緒にいた食事時間、子どもと一緒にいた自由時間、子どもと一緒にいた家事時間の総平均時間を集計した。主行動としての育児時間だけであれば、男性1時間程度、女性2時間程度であるが、同時行動や子どもと一緒にいた時間すべて足すと男性では5時間程度、女性8時間程度にもなることが示された。Gershuny (2009) は2001年に英国国家統計局によって実施された全国生活時間調査結果から、0~4歳の子どもをもつ女性について、主行動別に同時行動として育児が伴った時間と子どもが一緒にいた時間を集計した。主行動のみの育児時間としては145分であるが、同時行動として育児が伴った行動の合計時間は104分、子どもと一緒にいた行動の合計時間は370分(主行動としての育児時間は除く)であった。

生活時間調査結果に基づいて、育児をふくめた同時行動を分析した先行研究もあり多くない。Ironmonger (2004) は、1997年にオーストラリア統計局によって実施された全国生活時間調査結果にもとづいて、育児について

主行動と同時行動を併せた平均時間を示した。さらに優れた点は、育児を含めた生活の各行動の平均時間を主行動と同時行動の組み合わせによるクロス表に整理して示した点であり、後述する本稿の分析方法に取り入れた点もある。その他に部分的ではあるが、育児をふくめた主行動と同時行動の集計を手がけている研究として Hill (1985), Michelson (2005), Bianchi他 (2006), Craig (2006), Sayer (2007a, b), Offer and Schneider (2010, 2011) がある。

子どもと一緒にいる時間については米国生活時間調査 (American Time Use Survey : ATUS) の結果をもとにした Drago (2009) や Stewart and Allard (2016) が参考になる。ATUSでは主行動の時間を把握する基礎調査に加えた補足調査として、各主行動において子どもがそばにいるかどうか(子どもが寝ている時間は除く)を把握している<sup>1)</sup>。2003~07年までのATUSのプールデータによると、1~12歳のこどもを持つ親の主行動としての育児時間(平日)は母親1時間58分、父親53分に対して、子どもが一緒にいる時間の合計でみると、母親7時間53分、父親4時間13分になる(Drago 2009: 35)。

日本国内では、総務省統計局の「社会生活基本調査」において、同時行動や一緒にいた人が調査されており、調査結果報告書も刊行されているが、報告書に掲載される集計表でカバーされる属性には限界があり、例えば乳幼児を持つ夫妻の同時行動や子どもと一緒にいた時間は集計されていない。このような独自集計は「社会生活基本調査」のミクロデータを利用すれば可能であるが、そのような先行研究はない。ただし、坂田・栗原 (2010), 栗原 (2010) は、子どもの行動と親の行動を15分毎にクロス集計し、さらに一緒にいた人の情報を使って、親と子が一緒に行動したか否かも集計し、独自の統計図で結果を表現した。主行動と同時行動・一緒にいた人

# Extended childcare time for married couples with infants

Takeshi MIZUNOYA\*

## Summary

The purpose of this paper is to define ‘extended childcare time’ as total time of (i) childcare as main activity, (ii) childcare as simultaneous activity and (iii) various ‘with-child’ activities, to estimate extended childcare time for married couples with infants and to clarify various aspect of childcare. Using the Survey on Time Use and Leisure Activities in 2011, extended childcare time is computed by cross tabulations between main activities and simultaneous activities and between main activities and with-child activities. Extended childcare time on weekdays (weekends) was 156 (450) minutes for husbands and 652 (713) minutes for wives, while childcare time as main activity was 24 (84) minutes for husbands and 196 (147) minutes for wives. In conclusion, various aspects of childcare are revealed in terms of combinations among main, simultaneous and with-child activities. In addition, the wife’s disproportional childcare burden compared to their husbands is confirmed since both childcare time as main activity and extended childcare time for wives are quite longer than those for husbands.

## Key Words

Child care time, time use, simultaneous activity, with-child activity, Survey on Time Use and Leisure Activities

---

\* Hokkai-Gakuen University, Faculty of Economics  
4-1-40 Asahimachi, Toyohira, Sapporo 062-8605 Japan  
e-mail : mizunoya@econ.hokkai-s-u.ac.jp

# 日本経済の金融化に関する検討

## —産業資本の性格の変化に注目して—

田添篤史\*

### 要旨

本稿では、産業資本の性格が金融を重視する形に変化したという意味での金融化が日本経済において進展しているかという点について、金融資産の増大の意味、金融的収益のキャッシュフローに占める比率の増加は何によって引き起こされているのか、および研究開発の側面から検討した。金融資産の中で増加しているものは固定資産としての株式であり、株式市場が低迷する時期であっても増加している。この点からすると短期的な収益目的ではなく、事業としての支配を目的としたものであるといえる。長期的成長にとって重要な研究開発に対しては、長期的に増大させており、売上高が低下した時期であっても一定額の支出が続けられている。この点からすれば現在の日本での金融化現象は、国際的な機能分割の反映であり産業資本の性格の変化によるものではないといえる。

### キーワード

日本経済、金融化、実証分析

### I はじめに

現代の経済を論じるにあたって1つの論点をなしているのが金融化である。高田（2015）は「金融化」に関する多様な定義をまとめているが、そこにあるように金融化の論点は多様なものを含んでおり、金融化の現代経済への影響の論じ方も多岐にわたる。そのため現在においても金融化について統一的な定義は得られていない<sup>1)</sup>。

Orhangazi（2008）は金融化について、金融経済のレベルでの定義である「金融市場、金融取引、および金融機関の規模と重要性の増大」というものと、経済システム全体に関わ

る「非金融企業セクターにおける金融的投資と金融的収益の増大、企業経営に対するプレッシャーの高まり」という定義を与えていく。金融化をめぐる多様な論点の中で、資本主義を歴史的な一段階ととらえ、その歴史的役割を重視する立場からは、Orhangaziの二つの定義に関わる、非金融企業セクター（産業資本）の性格の変化に焦点をあてることが重要である。日本経済を対象として、産業資本の行動の変化という観点から金融化について検討を行ったものとして、ポストケインジアンの立場からは西（2012）、嶋野（2015）（2016）、マルクス派の立場からは小西（2014）（2016）がある。嶋野は「株主価値指向」の浸透が、大企業においては長期的成長志向を弱め、資本蓄積率<sup>2)</sup>に負の影響を与えていているという結論を導いている。西は、金融資産の総

\* 院生会員、京都大学経済学研究科  
〒606-8501 京都市左京区吉田本町  
e-mail : azusavantage177@gmail.com

資産に占める割合、キャッシュフローに占める金融的収益、支出の割合などを検討し、アメリカにみられるような全面的な「金融化」は日本では進んでいないとする。小西は実物資産<sup>3)</sup>の蓄積の停滞と、金融資産の増加を統計的に示し、「金融化」の根底には実物資産の蓄積の停滞<sup>4)</sup>によって過剰化した貨幣があること、また、企業の収益は金融に依存するようになっている、としている。

このように日本経済において産業資本の性格の変化が生じているかについては意見の一一致をみていない。本稿ではこの問題について二つの観点から検討を加える。一つ目は産業資本の資産構成の面からである。小西では資産構成に占める金融資産の増加が金融化を示すものとしているが、金融資産といつてもその保有目的は多様である。本稿では近年の金融資産の増大をより細かくみることで、この増大が産業資本の性質の変化を意味するのかについて検討する。二つ目は金融的収益の比率の増大および資本蓄積の停滞の観点である。近年、金融的収益がキャッシュフロー全体に占める比率が上昇しており、それには資本蓄積の停滞が大きな影響を及ぼしている。資本蓄積の停滞は金融化論で主要なテーマとなっているが、金融的収益がキャッシュフローに占める比率の増大という金融化現象の別の特徴を導いているという点でも資本蓄積の停滞は重要である。しかしながら現代の企業活動のグローバル化の進展という事実を踏まえれば、日本国内における資本蓄積の停滞を産業資本の性格の変化に直接結びつけることは誤りである。産業資本が金融活動に重点を置くようになった場合に資本蓄積の低下がみられることは確かであるが、国内においては研究開発拠点を残し、海外において生産を行っている、あるいは生産を委託するという国際的な機能配置の結果としても日本国内での資本蓄積の停滞は生じる。このどちらが原因であるかによって日本国内における資本蓄積の停

滞が持つ意味は異なる。本稿ではこの点について先行研究が触れていない研究開発の側面に注目して検討し、資本蓄積の停滞は企業が金融的収益を重視するようになった結果生じたものであるかについての検討を行う。

本稿は次のように構成される。第Ⅱ節では産業資本の性格が変化していることの根拠の一つとされてきた、金融資産の増大について検討する。第Ⅲ節では2000年代後半になると、キャッシュフローに占める金融的収益の比率が増大していること、およびその原因是減価償却費の低下にあることを示す。減価償却費の低下は資本蓄積の停滞の反映であり、金融的収益の比率が増加することは、日本国内における資本蓄積の停滞を別の形で反映したものもある。第Ⅳ節ではこの資本蓄積の停滞が、産業資本の性格の変化によって引き起こされたものであるかを、研究開発費の推移をみることで検討する。第Ⅴ節はまとめである。

## II 金融資産増加の意味

本節では、先行研究が現在の日本において金融化が進展している根拠とする金融資産の増加という点について検討を行う。先行研究が示しているように金融資産が増加しているのは事実であるが、単に量的に増加しているというだけでは産業資本の性格が変化したとはいえない。例えば株の取得といつても、それが経営の支配を目的としたものか、あるいはキャピタルゲインを狙った投機的なものであるかによって意味は異なる。そのため量的な検討に留まるのではなく、より細かな資産構成をみる必要がある。資産における質的な差としては固定資産と流動資産の違いが存在している<sup>5)</sup>。流動資産は正常な営業循環の中にあるか、または1年以内に換金可能なものであり、固定資産は1年を超えて利用される資産と1年以内に換金することを目的としているものである<sup>6)</sup>。両者は性質に違いがあ

# Investigation on Financialization of Japanese Economy: Focusing on the Character of Industrial Capital

Atsushi TAZOE\*

## Summary

The paper examines about financialization in the Japanese economy. We especially focus on character of industrial capitals to conduct the research. Typical financialization theories assert character of industrial capitals are gradually changed in the financialization era. It is very important to understand the nature of Japanese industrial capitals since Japanese economy is traditionally rests on industries to foster economic growth. We investigate the amount of financial assets, sources of financial revenue and expenditure for R&D to investigate the character of Japanese industrial capitals. Increasing amount of stocks as fixed assets accounts for a large part of growing financial assets. Industrial capitals possess the stocks for controlling the related companies. Japanese industrial capitals also retain expenditure for R&D even in a severe recession. These empirical facts indicate phenomenon of financialization in the Japanese economy are induced by international rearrangement of Japanese industrial capitals not by changing character of industrial capitals. These capitals investigate and build factories in foreign countries, and keep headquarters and R&D functions in Japan. If we focus on the Japanese economy without taking international division of labor into account, it is very natural to find out financialization of Japanese economy.

## Key Words

Japanese Economy, Financialization, Empirical research

---

\* Graduate School of Economics, Kyoto University  
e-mail : azusavantage177@gmail.com

【書評】

Jun-ichi OKABE and Aparajita BAKSHI,  
*A New Statistical Domain in India :  
An Enquiry into Village Panchayat Databases*

(Tulika Books, New Delhi, 2016)

岡部純一, アパラジタ・バクシ 著  
『インドにおける新しい統計領域：  
村落パンチャーヤト・データベースの研究』

(トウリカ出版, ニューデリー, 2016 (英語))

金子治平\*

本書は、著者の一人である岡部純一が長年にわたって共同研究を行なってきた Indian Statistical Institute (ISI) の V.K. Ramachandran 教授が率いる Foundation for Agrarian Studies (FAS) の研究書シリーズ Agrarian Studies の一冊として、インドにおいて英文書籍として刊行されたものである。

主題は、1993年第73次憲法改正を受けて成立したインドの地方自治制度のもとでの農村部自治体とりわけ村パンチャーヤトと、村落における統計データとの関係であり、章構成は下記のようになっている。

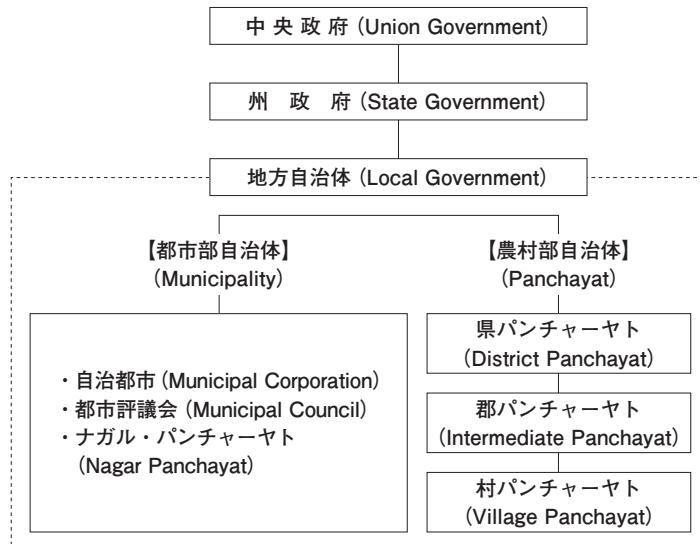
- 第1章 Introduction
- 第2章 Data Required for the Village Panchayat
- 第3章 Introducing the Two Village Panchayats
- 第4章 Basic Structure of the Main Data

	Sources at the Village Level
第5章	A Potential Village-Level Database on the Panchayat
第6章	Potential Databases on Village Panchayat's Jurisdiction
第7章	Potential Village-Level Data for Public Finance
第8章	A Potential Database for Local-Level Planning, with Special Reference to the Village Schedule on Basic Statistics
第9章	Conclusion

異なった国の統計制度を理解する上で、それらの国の地方行政制度の理解は欠かせない。本書の内容を紹介する前に、インドの行政制度とくに地方行政制度の概略を説明しておこう（自治体国際化協会『インドの地方自治』、2007年を参照）。

1947年にインドが独立し、1949年に新憲法（現行のインド憲法）が成立した。インドの地方行政制度との関連でいえば、中央政府が国

\* 正会員、神戸大学大学院農学研究科  
e-mail : kaneko@kobe-u.ac.jp



自治体国際化協会前掲書, 12ページから引用

防, 外交, 通信, 通貨, 関税などを, 州政府が州法の制定, 治安維持, 公衆衛生, 教育, 農林水産業などを管轄し, 中央政府と州政府が経済計画, 社会保障, 貿易, 産業などを共管する連邦制を採用している。しかし, 州政府の上級公務員は, 中央政府から派遣されるインド文官職 (Indian Civil Service) によってほぼ占められており, 州政府が完全に中央政府からの独立性を保っているわけではない。また, インド憲法は, 連邦制, 憲法の最高性, 権力の分立, 自由公正選挙などの基本構造は保持しているものの, たびたび改正が実施されており, 2016年までに101回の憲法改正が行われている。

これらの改正のうち, 地方行政制度にとって重要な改正は, 1993年の第73次憲法改正(具体的には第243条の改正)である。インド憲法第40条において「国は, 村パンチャーヤトを組織し, それが自治単位としての機能を持つのに必要な権限を与えなければならない」(孝忠延夫・浅野宣之『インドの憲法』関西大学出版会, 2006年の訳)と規定されているように, 従来から州以下のレベルでの地方自治が期待されていたものの, その導入は州

政府に委ねられており, 憲法の定めがなかった。そのため, 本書の序文でも書かれているように, 州以下のレベルでは州以下の諸役人たちによる官僚制によって, 村落住民は支配されていた。

第73次憲法改正によって, 都市部と農村部に, それぞれマニシパリティ (Municipality) とパンチャーヤト (Panchayat; Panchayat Raj Institute) と呼ばれる地方自治制度が定められた(上図参照)。第73次憲法改正の重要な点は, これらの自治体がそれぞれ選挙によって代表を選出されることとなり, 地方自治体の担当事務が定められたことと併せて, 中央・州政府から農村部地方自治体への権限委譲が期待されるようになったことである。

県パンチャーヤトには執行官 (Chief Executive Officer) が, 郡パンチャーヤトには地区開発官 (Block development Officer) が配置されて事務執行にあたっているが, 日本の基礎自治体とは異なり, 村パンチャーヤトには議員以外の職員は少なく, 村の規模も州によって様々で平均議員数は5~18人とバラツキがある。また, 村レベルでは村民による直接的な村総会 (Gram Sabha) が開催されること

が規定されている。しかし、農村部各層パンチャーヤトの所管事務の詳細は州政府に委ねられているため、州によって地方自治制度が異なっていることがインドの特徴である。

なお、パンチャーヤトという語は、農村部自治制度総体 (Panchayat Raj Institution) を指す場合と、県・郡・村各層の各自治体 (Panchayat) を指す場合があるので、注意が必要である。

本書は、冒頭に丁寧な用語集が記載されているものの、インド国内の研究者や村落レベルの地方自治担当者を読者として念頭に置いて執筆されている。そのため、本書では必ずしも明記されていない点についても適宜、日本との対比を念頭に置いて本書を紹介していく。

第1章では、本書で行なった研究の背景と方法論が記述される。1993年の第73次憲法改正によって地方自治が憲法上、明記されたことが述べられ、地方自治のためのデータが必要になったことが指摘される。さらに、中央政府の「地域開発基礎統計に関する政府専門委員会」が「村パンチャーヤトが村レベルのデータを編纂・保持すべきである」という答申を行った結果、本書のタイトルにもある「新たな統計領域」を検討する機運が高まってきたことが述べられる。インドでは多目的的な標本調査である NSS (National Sample Survey) が1950年から継続的に実施されていることは坂田大輔会員の研究などでよく知られているが、それは国あるいは州レベルまでの推計値を想定した標本サイズであり、パンチャーヤトの自治のためのデータとしては不十分である。そのため、地方自治のためのデータ需要と、中央政府が想定するデータの供給という2つの側面から、村パンチャーヤトに存在するデータの検討が必要になったことが指摘される。ついで、異なる州の2か村を対象として実地調査を行うことにより、

各層パンチャーヤトが実際に所管している具体的な担当業務 (Activity Mapping) は何か、さらには、村レベルにおいて村パンチャーヤトや中央・州政府の出先機関が保持しているデータの検討・吟味を行うという研究方法が述べられる。

第2章では、各層パンチャーヤトに必要なデータは何かを検討している。インド憲法で規定されているパンチャーヤトの行政事務内容を詳細に検討することにより、4つ(詳細に区分すれば5つ)のデータ・ニーズを導出している。第一は、「民主的な自治に必要なデータ・ニーズ」(データ・ニーズI)であり、パンチャーヤトそれ自身や、自治を強化するためのパンチャーヤトの正当性に関するデータである。このデータ・ニーズIは、自治のためにパンチャーヤト自身のパフォーマンスを示すデータ・ニーズと、パンチャーヤトの統治対象に関するデータ・ニーズの2つに細分される。例えば、前者が人口動態登録 Civil Registration System(CRS) のデータのようにパンチャーヤトが認識しているデータであるのに対して、後者は現実にパンチャーヤト内に居住しているにもかかわらずパンチャーヤトの統治対象として認識されてない人々も含んでいるものである。この両者を区分して把握することにより、パンチャーヤト内住民の新しいニーズが把握可能になるという。第二は、州政府から「農村部地方自治体への権限委譲プロセスで利用されるデータ・ニーズ」(データ・ニーズIA)で、パンチャーヤトと中央・州政府出先機関との関係を示すものである。第三は、「パンチャーヤトの財政に関するデータ・ニーズ」(データ・ニーズII)である。第四は、「パンチャーヤトの計画策定とその実施のためのデータ・ニーズ」(データ・ニーズIII)であり、「地域開発基礎統計に関する政府専門委員会」で議論された地域開発に関わるデータ・ニーズである。

第3章では、調査地であるマハラシュート

ラ州のワルワット・カンデラオー村と西ベンガル州ライナ村の2つのパンチャーヤトが紹介される。マハラシュートラ州は、インド植民地時代の徵税制度としてライヤトワリーリー制を採用して各村の徵税官であるパトワリによって徵税額が決定されてきた州であり、パトワリの権力が強い州である。他方、西ベンガル州は、植民地時代にザミーンダーリー制度を採用していたが、独立後の農地改革によって徵税請負人であるザミーンダーリーが廃止され、1977年から2011年までは左翼戦線Left Frontが州政権を握ってきた州である。ところで日本では地方自治法で地方自治について詳細に規定しているのに対して、インド憲法では地方自治体が担うべき29分野を列挙しているものの、前述したように各層パンチャーヤトの規模や機能などの詳細の規定は州政府に委ねている。したがって、村パンチャーヤトの構成や機能も州によって異なる。マハラシュートラ州ワルワット・カンデラオー村は、1つの自然村Wardから構成される村パンチャーヤトで人口規模も小さいが、西ベンガル州ライナ村は、複数の自然村から構成されるパンチャーヤトで人口規模も大きい。従って、ライナ村では、自然村それぞれが1つの政治体として機能しているという。また、ワルワット・カンデラオー村では、パンチャーヤト職員が少なく、中央・州政府の出先機関と村パンチャーヤトとの連携がないが、ライナ村ではパンチャーヤト職員が多く、両者の連携が取れているという。ついで、両村において、各層パンチャーヤトが憲法で規定する29分野をどのように担っているかを示すActivity Mappingを、丹念な調査で明らかにしている。マハラシュートラ州では、徵税と開発分野の地域区分が異なっている上に、中央・州政府の出先機関が多くの業務を行なっているため「地方自治組織は(州政府の)行政を配達する単位」に過ぎず、州法で定められている以上にワルワット・カンデラ

オー村の自治分野は狭い。他方、西ベンガル州ライナ村では、より広範囲において自治が実施されている。次に、財政について検討を行い、農村部自治体全体の財政規模はマハラシュートラ州が西ベンガル州よりも大きいが、マハラシュートラ州では県パンチャーヤトへの割り当てが大きいために、村パンチャーヤトの財政規模は西ベンガル州がマハラシュートラ州よりも大きく、村パンチャーヤト財政に占める独自財源の割合はマハラシュートラ州の方が西ベンガル州よりも大きい、などの事実が指摘されている。その他にも、両州ともに県パンチャーヤトが実質的に機能していないなどの問題も指摘されている。総体としては、中央・州政府からの何らかの補助制度によって地方自治行政が行われており、4割自治と言われる日本よりも中央・州政府への依存度が高い。また、ワルワット・カンデラオー村のように独自財源比率が大きい場合には財政規模が小さくなっている。

第4章では、実地調査によって、村パンチャーヤトが保持する諸記録類、村パンチャーヤトが実施する全数調査、中央・州政府の出先機関が収集・保持する諸記録類、および中央・州政府出先機関が実施する全数調査という異なったデータ・ソースに区分し、それぞれ具体的にどのようなものが存在しているかを詳細に記述している。注目されるのは、出先機関が収集・保持する諸記録類のうち、6歳未満の乳幼児とその母親に食料や教育を提供するIntegrated Child Development Services(ICDS)の出先機関として村に設置されているアンガンワディAnganwadiセンターが母子に関するデータのみならず村内全世帯・全住民データを保持していること、人口センサスや経済センサスのデータは法律によって個別データにアクセスできないこと、および2002年に全世帯・人口に対して貧困政策の対象を確定するために実施された通称Below Poverty Line Census(BPLセンサス)は

個別データにアクセス可能であること、である。

第5章以下では、第2章で指摘されたデータ・ニーズを満たすデータは存在するのか、存在した場合にはそれは妥当性を持っているのか、存在しない場合にはデータ・ニーズを満たすようなデータ作成の可能性があるのか、が具体的に検討される。第5章では、データ・ニーズIのうちパンチャーヤト自身のパフォーマンスを示すためのデータ・ニーズやデータ・ニーズIAと、各村に存在する有権者名簿などの諸データの対応関係が検討される。

第6章では、データ・ニーズIのうちパンチャーヤトの統治対象に関するデータ・ニーズとして利用可能なデータが吟味される。地理的領域、住民の静態・動態データ、農業、教育、健康・子供の発達、貧困対策・社会福祉、社会資本、工業・商業などの分野ごとに具体的に検討したのち、中央集権的な出先機関が保持しているデータはその管轄地域と村パンチャーヤトの地理的領域とが一致しないために村レベルでは利用が困難であり、その正確性にも疑問があることが述べられる。ところで、村パンチャーヤトが貧困対策などの中央・州政府による政策を個々の居住者に実施するには、パンチャーヤトの居住者を列挙した“人々のリスト（People's List）”が必要であるが、ほぼ完璧に居住者を把握している日本の住民登録制度のような制度は、インドには存在していない。インドの選挙人名簿は一時的あるいは恒久的に離村した人を含んでいる場合があるし、CRSは、人口動態にかかわるイベントが発生した場所で登録されるので、“人々のリスト”としては利用できない。つまり、村パンチャーヤトの統治対象を数え上げた完全なリストは存在しておらず、データ・ソースによって統治対象の数が異なっている。そこで、すでにFASが実施したセンサス型の実地調査結果を参照基準とし、アンガ

ンワディ・センターが保有する世帯・人口に関する登録簿とBPLセンサスの個票を使用して、データ・マッチング（名寄せ）を行うことにより、“人々のリスト”（世帯単位および人単位）の作成を試みている。アンガンワディ・センター保有の登録簿は定期的に更新されてBPLセンサスよりも正確だが、アンガンワディ・センター登録簿は電子化されていないという特徴がある。参照基準を何にするかは色々考えられるが、複数のソースによるデータをマッチングして精度を高めた“人々のリスト”を作成する可能性が、本章では指摘されている。なお、インドの農村においてデータ・マッチングを行うことの困難の一つに、姓名が異なって記載されていることなど、多言語国家の問題が指摘されていることは興味深い。

第7章では、パンチャーヤト財政のための村落レベルでの可能性を、パンチャーヤト会計、自主財源、財政移転の配分基準、中央・州政府からの財政流入等について、調査村を対象として考察している。

第8章では、「地域開発基礎統計に関する政府専門委員会」が提示した、地域計画策定用の村レベルのVillage Schedule（村レベルの表式報告の雛形）の項目ごとに、その有用性や根拠データ・ソースの有無を評価・検討している。その結果、土地利用・土地所有など複数の項目で村落内にデータ・ソースが存在しないことや、村パンチャーヤトのActivity Mappingから担当業務以外とみなされる項目が含まれるなど、データの過剰・過少が指摘されている。また第2章のデータ・ニーズとの関係で言えば、Village Scheduleには、村パンチャーヤト自体のパフォーマンスを示すデータ、未記録の統治対象に関するデータ、財政データの欠如、および“人々のリスト”などのデータへの言及がないなどの問題が言及されている。

第9章は、本書全体を要約し、地方自治体

制が未確立なのは統計データが整備されていないためではなく、地方自治体制が未確立だからこそ統計データが整備されないこと、中央・州政府が収集・保有するデータと村パンチャーヤトが記録・収集・保有するデータの有機的な関連付けが必要であることが結論として述べられている。

以上、400ページ弱という大部の英文書籍を駆け足で要約してきた。本書の独自性と優れている点は上記でも明らかであるが、再度、下記の諸点だけを指摘しておこう。

まず、従来の諸外国に関する経済統計学・社会統計学研究の多くは先進諸国の動向を追うことに力点が置かれていたが、途上国を対象とする新たな研究領域を提示した著者に敬意を評したい。とくに、地方行政制度が統計調査過程に影響を及ぼすだけではなく、統計ニーズにも影響を及ぼしている点を指摘しているのは新しい視点である。第二に、「地域開発基礎統計に関する政府専門委員会」が地域計画のためのデータ・ニーズに集中していたのに対して、憲法に規定された地方自治との関連で、主として村パンチャーヤトにおけるデータ・ニーズをより広範囲で導出するという方法論を提示したことである。第三に、非常に綿密な農村調査を行うことによって、村パンチャーヤトが記録・収集・保有するデータとデータ・ニーズの関係を明確に示したことである。とりわけ、第3章で示したActivity Mappingの作成や、第6章で示した複数ソースのデータのマッチング(名寄せ)は、多大な労力を要したことが容易に想像できる。

以下では本書によって喚起された興味を記述しておきたい。

「地域開発基礎統計に関する政府専門委員会」が地域計画のために提示したVillage Scheduleは、日本で明治中期以降に農村の産業発展・生活改善のために作成された町村を想起させる。余土村村長森恒太郎が主唱した町村是調査では小票(個票)を用いて各戸

の調査が実施されている(森博美会『村是調査における調査様式の展開』、法政大学日本統計研究所オケージョナル・ペーパーNo.41, 2014年)。その調査項目は、人口、職業、耕作地、農業生産、商業などVillage Scheduleと重なる項目が多い。なぜ日本では明治中期に小票を用いた調査が実施可能であったのに、インドでは個票を用いた新たな調査を模索できないのだろうか。

明治中期の日本では、教員給与に若干の国庫補助金が支出されるようになったものの、尋常小学校は授業料・寄付金、および町村財政の4割近い町村からの補填によって運営されており(学制百年史編集委員会『学制百年史』文部科学省、1972年), 実態として自動的に運営せざるを得ない状況であった。この義務教育の国庫補助金は、戦後に地方交付税交付金に制度変更され、3割自治や4割自治と揶揄されつつも、地方自治財政の基盤となっていく。明治から昭和戦前期にかけては、義務教育以外でも、国からの補助金などは現在と比較すると限定されており、「自治」を行わざるを得ない状況であった。他方、現在のインドの地方自治は本書でもたびたび述べられているように、実態としては中央・州政府の実施する政策の末端での配分を担うことが主たる業務である。従って、自律・自己統治としての自治というよりも、中央・州政府の役人による村統治ではなく、中央・州政府の諸制度をいかに民主的に配分するか、という点が問題であるように思われる。

自主的財源に乏しいインドの村パンチャーヤトでは、日本の交付税交付金のように一括して交付される移転財源が少なく、中央・州政府の何らかの助成制度(ProgrammeやScheme)の財源に依存せざるを得ない。そこでは、村レベルの統計データは県・郡において各村にどのように予算配分するか、というデータとしても利用されるはずである。つまり、村内部の自治としてのデータ・ニーズを

満たすだけではなく、他村との関係で財源を確保するためのデータとしても利用される。このような状況で、村レベルのニーズに対応した、下からの統計データの整備は可能なのだろうか。中央・州政府によって村レベルのデータの質が明確に保証されない限り、BPLセンサスでは実際に問題となったように、各村が過大・過少申告する問題が発生すると思われる。インドだけではなく諸外国との比較を念頭に置いて、地方財政を含めた地方自治制度と統計データの関係を考究すれば、本書はさらに深化したものになると思われる。

また、近世に村請制度が長く続き、田植え水の管理を共同で実施せざるを得なかった日本では、村内部の社会結合が強固で調査に協力が得られやすかったと考えられる。それに對して、灌溉施設もほとんど皆無で植民地以来の徵税システムによって個人主義的な側面が強いインドの農村では、個票を用いた調査が困難（あるいは発想自体がない）のではな

いかと推測している（インドの農業センサスの「質」の低さは、インド研究者の間では常識らしい）。村落構造が村レベルの自治に影響している点も論点になるのではないだろうか。

ところで、一般には諸統計をデータベース化したものを統計データベースと呼んでいる。が、本書では隔靴搔痒とも言われる集計結果としての統計資料ではなく、「人々のリスト」までも統計データベースとして理解しており、統計とデータの区別をどのように考えるかも、統計とは何かが常に問題とされる経済・社会統計学に即した論点になるであろう。

以上、本書の主題を超えた評者の興味に従って感想のごとき論点を述べてきた。

地方自治の発展が期待されているインドの現状において新たな課題とされはじめた、地方自治と地方レベルの統計データ領域に関する本書は、経済・社会統計学の研究者のみならず、インドに関心を持つ全研究者に是非読んでほしい良書である。

【書評】（『統計学』第112号 2017年3月）

И.И. Елисеева и А.Л. Дмитриев,  
*Очерки по истории государственной  
статистики России*

（Издательство Росток, Санкт-Петербург, 2016）

イ・イ・エリセエワ、ア・エル・ドミトリエフ 著  
『ロシア国家統計通史』

（ロストク社、サンクトペテルブルグ、2016年（露語））

山口秋義\*

### 1. ロシア統計史研究における本書の位置

本書の代表著者であるエリセエワは本学会の会員であり、2014年に結成されたロシア統計学会会長でもある。共著者のドミトリエフは国立サンクトペテルブルグ大学と国立サンクトペテルブルグ経済大学とにおいて教鞭をとっている。

ロシアの公的統計制度に対して様々な国の研究者や統計家から関心が寄せられてきた。1990年代以降ロシアの公文書館へのアクセスが容易となり、歴史公文書を詳細に検討した研究成果が2000年代に入って発表されるようになった。そのうち注目すべき成果は次の2つである。ひとつはフランス人研究者ブリュームとメスピュレによる『官僚主義的無政府性：スターリン下における統計と権力』<sup>①</sup>である。この研究はロシアの政府統計家に対する弾圧の経緯に主に焦点を当てたものである。もう一つはロシア人研究者トロポフによる『情報の国有化：革命後ロシアにおける政

治権力と中央統計局』<sup>②</sup>である。この研究は國家統計組織をソヴィエト国家機構においてどのような位置づけを与えるかをめぐって繰り広げられた旧ゼムストヴォ統計家とソヴィエト政権との駆け引きに焦点を当てたものである。これら以前にもロシア統計史に関する研究はロシア語で書かれたものを中心として多くの蓄積がある。そのうち本書の序で紹介されているものは次のとおりである。

- ① 『内務省中央統計委員会論集』(1913)
- ② ヴェ・エ・デン (1926, 1929) 『ソ連最重要經濟部門統計の源泉』1－2卷
- ③ エム・ヴェ・ブトゥーハ (1955, 1959) 『ソ連統計史総覧』
- ④ ア・イ・エジョフ編 (1960) 『ソヴィエト国家統計史』
- ⑤ 『ソ連統計史総覧』(1955－1972) 1－5卷
- ⑥ ア・イ・ゴズロフ (1972) 『わが国統計史総覧』
- ⑦ テ・ヴェ・リヤブシキン, ヴェ・エム・シムチエラ, イエ・ア・マシヒン (1985) 『ソ連における統計学の発展』

\* 正会員、九州国際大学

〒805-8512 北九州市八幡東区平野1-6-1  
e-mail: a-yamaguchi@econ.kiu.ac.jp

⑧ ベ・ゲ・プロシコ, イ・イ・エリセーエワ (1990) 『統計史』

エリセーエワ会員とドミトリエフによる本書はこれら先行研究を踏まえ、さらに新たに発掘した公文書に依拠してこの分野の研究成果を補強したものである。依拠した公文書はモスクワのロシア国立経済公文書館とサンクトペテルブルグのロシア国立歴史公文書館に保管されているものが中心となっている。ロシア統計史研究において今後さらに詳細な成果が発表されると期待されるが、本書はこの分野に关心がありロシア語を理解する者にとっての必読書である。

ロシア統計史において各時代の社会的背景に規定された統計行政上の諸課題があった。著者はこれらを考察するうえでの基軸となる視点として、統計調査の単一組織への集中と統計組織の独立性との2つを示している。ロシア統計制度の特徴の一つは集中型統計組織編成である。統計調査を単一組織へ集中する構想はすでに帝政期において西欧における論議の影響の下に形成されていた。集中型統計制度を定めた法令が施行された1918年以降、この制度が定着するまでには紆余曲折があった。1991年のソ連崩壊後、統計指標体系の変革だけでなく統計組織がどのように変更されるかに研究者の関心が集まった。集中型を特徴とする統計組織が今後どのように変更されるのかが注目される。また統計組織の独立性は統計の真実性に影響する要因の一つとみなされる。

## 2. 本書の内容

本書の構成は次のとおりである。

序

- 第1章 ロシアの省制度と統計機関の創設
- 第2章 1834年の行政統計制度の創設
- 第3章 1852年の行政統計の強化
- 第4章 中央統計委員会の設置と統計活動の発展

第5章 ロシアにおけるセンサス

第6章 革命前夜の国家統計

第7章 ソヴィエト統計の誕生

第8章 計画経済に資する統計

第9章 1950年代末以降のソヴィエト統計の発展

第10章 現代におけるロシア国家統計  
結び

付録 1. ロシア国家統計年表

2. ロシア統計機関の歴代責任者略歴  
人名索引

各章の要点を紹介しておく。

第1章は1802年から1834年までを対象としている。ロシア政府統計制度の始まりは各省から皇帝への年次報告を義務付けた勅令が発出された1802年にさかのぼる。1811年に警察省統計部が設置され部長にドイツ人のカール・ゲルマン (Herrmann : ロシア語表記はГерман) が就任したことをもって政府統計組織のはじまりと著者はみなす。統計機関が行政機構全体のなかでどのような位置を占めるべきかについて、統計制度発足当初から問題とされた。1819年警察大臣が閣議への書簡のなかで、統計組織が警察省に付属すべきであることを主張した文書が紹介されている。1832年までに警察省（のち内務省）統計部によって作成された統計は公刊されず、また現在公文書館に保管されていない。

第2章では県統計委員会が設置され、その議長を県知事が兼務することとなった1834年以降が対象となっている。1839年には県知事からの報告に依拠して作成された最初の統計集『ロシア帝国統計のための資料』が公刊された。当初は毎年の刊行が計画されたが2巻までしか作成されなかった。1836年には統計集『サンクトペテルブルグ統計情報』が公刊された。内務省統計部以外にも自由経済学会とロシア地理学会の統計作成について紹介されている。

第3章は1852年に内務省付属統計委員会

へ改組されて以降の時期が対象となっている。この時期の統計資料も県知事からの報告に基づいた地方情報を集計したものであった。統計委員会の組織は弱く1851年には集計作業を担当していた職員は1人であった。当時の統計委員会議長が、統計の基礎資料となった県知事報告が「不明瞭かつ不完全」であったことを指摘する公文書が紹介されている。この時期はまた他の官庁による統計作成が活発となり次第に統計作成の重複が問題となる。統計の重複は1852年にケトレーの提唱で開始される万国統計会議における論議とも重なる。1857年に諸官庁と内務省中央統計委員会とが123件の統計を重複して作成したいたことが示されている。報告項目の重複は400を超える、報告する側の負担に関する1857年の報告書が紹介されている。1863年に調整機関としての統計評議会が設置され官庁間における統計の重複の克服が図られただけでなく、あわせて单一の統計機関設置の必要性が認識されるようになった。

第4章は中央統計委員会が設置され統計機関の組織改革が行われた1860年代半ば以降の時期を対象としている。1866年に中央統計委員会の最初の統計集『ロシア帝国統計時報』が出版された。中央統計委員会議長には著名な地理学者であるセミヨーノフが就任した。彼は1870年には全露統計大会を召集し、1872年には第7回万国統計会議ペテルブルグ大会の議長を務めている。

次第に顕在化する官庁間における統計の重複を克服することを目的として、1908年に中央統計委員会は統計組織の改革を国会へ提出した。この改革案には万国統計会議における統計制度をめぐる論議が反映していた。改革の要点は他の官庁に従属しない独立した統計組織の設置であった。内務大臣ストルイピンが「閣僚会議に従属するも、いずれの官庁にも属さない」独立した単一組織の必要性を記した公文書が紹介されている。1910年に法案

は上院で承認されたものの、法案の対象が中央組織に限定され地方組織に及ばなかったことを理由に下院の承認を得られなかった。1912年中央統計委員会は地方組織を含めた統計改革案を国会へ提出した。閣議及び上院では承認されたものの下院での承認がまたも得られなかった。その理由は農奴解放後活発となったゼムストヴォ統計組織と改革案に盛り込まれた地方統計組織とが互いに阻害する恐れがあるというものであった。そのゼムストヴォ統計活動について1860年代半ば以降1914年の第1次大戦までの50年にわたり詳細に紹介されている。ゼムストヴォ統計家の多くが1917年ロシア革命後の統計制度改革論議の中心的役割を担う。

第5章では1897年の人口センサス、1916年と1917年の2回行われた農業センサスとの経緯が紹介されている。

第6章は第1次大戦から1917年の革命にいたる時期が対象となっている。対戦最中の1916年に中央統計委員会は再び統計改革案を作成した。改革案では「個別官庁から独立しすべての官庁の要求にこたえる」組織が必要とされた。また統計活動の範囲を大きく広げる内容であったため、ア・ア・チュプロフは 性急に活動範囲を広げることを批判した。戦況と1917年2月革命とによってこの改革案もまた実現しなかった。

第7章は十月革命を経て集中型統計組織が成立しソヴィエト国家統計制度の骨格が形成された時期以降が対象となる。これはブリュムとメスピュレおよびトロポフなどによって近年公文書に依拠した研究が特に進んだ時期である。1917年12月にペトログラードで開催された統計大会はソヴィエト政権下で最初に統計制度をめぐる論議が交わされた全国規模の統計会議であった。その後1918年6月の全露統計家大会において集中型統計制度を定めた法案が作成される。ここでの論議の焦点は統計調査を単一組織へ集中することと、单

一統計組織を行政機構全体の中でどのような位置づけを与えるかということであった。集中型統計組織が分散型に対してより合理的であるという見解は万国統計会議における論議の主流であった。ソヴィエト統計制度が特に1867年フローレンス大会決議の影響を受けたものであることが最近の研究によって明らかにされたことが紹介されている。1918年7月に人民委員会議布告「国家統計について」によって世界で最初の集中型統計制度が設置された。またこの章ではソヴィエト統計のもう一つの特徴である統計報告制度の形成過程を詳細に検討している。1919年に工業経常統計が開始され、1930年代に入って事業所からの定期報告にもとづいて統計が作成される統計報告制度が定着した。ソヴィエト統計の2つの特徴である集中型統計組織と統計報告制度とが定着するまでには多くの困難があった。例えば中央統計局と並行して食料価格統計を作成していたのは、労働人民委員部、中央消費協同組合、財務人民委員部、最高国民経済会議中央統計部などがあった。このように各官庁がそれぞれ統計調査を実施することが続き、その一例として工業センサスの所管をめぐって最高国民経済会議と中央統計局とが対立した経緯が詳細に示されている。また統計報告制度の所管をめぐる対立が最高国民経済会議と中央統計局との間にあった。1922年の法令では統計報告を中央統計局と最高国民経済会議との2つの系統に沿って提出することが義務付けられた。1923年には最高国民経済会議に中央統計部が設置され集中型統計制度は早くも崩れた。最高国民経済会議がデータ収集の権限をより多く自らに引き入れ、中央統計局の活動はセンサスの実施と統計年報の作成に限定されるようになる。著者はこの時期の統計制度について「独立した集中型国家統計」という思想が崩壊した」と評価している。その後1926年に中央統計局内にスタートプランと称する総合調整機関が設置され、すべて

の官庁の統計作成に対してこの機関の承認が必要とされた。このことを契機として徐々に統計調査の集中化が実質的に進む。

第8章は第1次五か年計画が開始され、のちに中央統計局が国家計画委員会中央国民経済計算局として吸収される前後の時期を対象としている。1932年にインスペクターと呼ばれる常勤調査員が地域に配置され、それまでの在郷統計家とよばれるボランティア調査員に替わった。また1930年代の特徴として統計家の肅清と統計数値の秘匿とがあげられる。政府統計家に対する弾圧はロシア統計史における悲劇であった。中央統計局職員の個人調書の作成が始まるのが1924年であり、肅清対象となった101名の名簿が秘密裏に作成された。肅清がピークを迎えたのは1937年人口センサス直後である。公表される統計出版物が大幅に減少したのも1937年以降であり、1938年には公表統計資料は姿を消し、統計出版物は配布先リストを基に配布されそれぞれの冊子に通し番号が付された。統計組織の計画機関への従属によって、計画の超過達成を示すことを目的とした統計の歪曲の仕組みが生み出されたと著者は指摘している。1941年から1947年にかけて物的資源や労働資源を対象とした臨時調査が142回行われた。その多くは7日から15日という短期間で実施された。また1942年から統計報告制度における報告期間が著しく短縮された。コルホーズの労働力資源に関する情報など主要農業部門については5日毎の報告が実施された。また鉄道輸送については毎日、5日毎、10日毎、毎月の定期報告が実施された。このように第2次大戦が統計報告制度の定着の契機となった。その後1948年には統計報告制度の周期は毎月へと変更された。1948年に中央統計局は国家計画委員会から分離し独立した組織となる。この時期における統計作成の主たる方法は戦時と同様に統計報告制度であったが、いくつかのセンサスも実施された。また統計の公開

が徐々に進み1949年には学術誌『統計通報』が再刊され今日の『統計の諸問題』に継承されている。

第9章は1956年の第20回党大会におけるスターリン批判以降の時期を対象としている。肅清された統計家の名誉回復と統計資料の公開が進んだ。1956年以降、統計集『ソ連の国民経済』が毎年出版された。1957年に40の省と国民経済会議が廃止され、地方を基礎とした経済運営に転換された。諸省の廃止とあわせて統計報告の中央統計局への集中が進む。工業統計報告につづいて他の部門の統計報告が中央統計局の所管となる。統計報告を中央統計局へ集中するうえでの物的基盤となったのは計算技術の導入であった。1957年に中央機械計算ステーションが設置され、地域におけるインスペクターと呼ばれる常勤調査員制度とあわせて地区情報計算ステーションの設置が進んだ。1959年には戦後初となる人口センサスが実施されている。

1965年から1985年のペレストロイカ開始までに計算技術の導入がさらに進み国家統計自動システムと呼ばれる統計作成システムが出来上がる。1975年には国家統計自動システムを通じて作成された統計件数が中央統計局の全統計の半数を超えた。1970年には人口センサスが実施され報告書は7巻にまとめられて公表された。1979年に行われた人口センサスにおいて初めてマークシート方式の調査票が採用された。調査結果は全11巻にまとめられたが公表されたのは1巻だけであり、残りの10巻は行政目的の使用に限定され公開されなかつた。1985年ペレストロイカと呼ばれる社会主義体制下での経済改革が進められる。その一環として統計改革が着手され、失業統計の復活など市場経済に照応した統計指標体系の変更と統計組織の改革が進められた。

第10章は1991年のソ連崩壊から今日までのポストソヴィエト期を対象としている。新生ロシアの政府統計発展の基本的方向を示し

た重要な文書として国際統計の基本原則を定めた第47回国連ヨーロッパ委員会決議を著者はあげている。これに沿って改革が進められたロシア統計に対してIMF、ユーロスター、OECDなどの国際機関から関心が向けられた。1992年から2000年にかけて国家統計改革プログラムが実施され、国際統計実践において採用される統計指標体系への転換が進められた。1991年にはCPIが毎週金曜日に発表され、またSNA導入とこれに照応した統計の整備が進められた。また統計組織の在り方は、大統領府直属となったりあるいは経済発展省付属機関となったりと、行政機構における位置づけが変更されてきた。しかし現在のロシア連邦国家統計庁の組織構成は内部組織の名称変更を伴いながらも集中型を継承しているし、また地方の直轄組織も維持している。このように中央集権的集中型が今日に至るも継承されているとみなされる。

### 3. 本書の意義と課題

本書の意義は次のとおりである。

第一に、近年公文書に依拠して進展がみられたロシア統計史研究の先行研究を新たな公文書の解読を通じて補強したことである。

第二に、ロシア統計史研究の基軸となるべき視点として、統計調査の単一機関への集中と統計組織の独立性との2つを示したことである。集中型統計組織を目指した論議が帝政時代から経済体制の違いを超えて検討されてきた経緯が明らかにされている。また統計の真実性に影響する要因として統計組織の独立性をとらえている。統計組織の独立性には政治的中立性が含まれるべきと評者は考える。著者は政治的中立性について明記していないが、このことを主張する論議の引用がいくつか示されている。政治的中立性は例えば1918年の全露統計家大会における討論にも示されていることを評者として付記しておきたい。かつてソヴィエト統計の歪曲が西側研

究者の間で取り上げられてきたように統計組織の独立性はロシア統計史を見るうえで重要な視点であろう。

本書は新たに発掘した公文書に基づいた詳細な研究であるが、時代間において公文書の利用にはばらつきがある。近年研究が進んだロシア革命直後の時期と比べて1930年代以降の研究に関しては今後に課題を残したと思われる。今後の研究の進展に期待したい。

本書には興味深い歴史資料が多く掲載されている。例えば、年表と人名索引のほか代表的統計家の肖像画と写真、また1897年人口センサスの集計作業に使用されたアメリカ製の集計機ホレリスの写真が添えられている。また初代長官のゲルマンの墓が2010年にペテルブルグのリュデランスキーカ墓地で発見されたことが紹介されているなど、歴史資料として興味深い多くの情報が紹介されている。

### 注

- 1) Alain Blum et Martine Mespoulet, *L'anarchie Bureaucratique: Statistique et pouvoir sous Staline*. Paris, La Découverte, 2003. ISBN2-7071-3903-3, -372p. Ален Блюм, Мартина Меспюле. Бюрократическая анархия: статистика и власть при Сталине. М., Издательство «РОССПЕН», 2008. (пер. В.М. Володина). ISBN978-5-8243-1011-5, -328с.
- 2) И.А. Тропов. Национализация информации: Политическая власть и ЦСУ в послереволюционной России. СПб., «ГУАП», 2007. ISBN978-5-8088-0259-9, -171с.

【書評】（『統計学』第112号 2017年3月）

野崎 明 編著  
『格差社会論』

（同文館出版、東京、2016年）

福島利夫\*

はじめに

本書は、東北学院大学経済学部に7年前に新設された、「共生社会経済学科」の3年生向け授業「格差社会論」の教科書として企画されたものである。このユニークで魅力的な学科名称については、「世代、性別、ハンディキャップ、民族、文化など、さまざまな違いを持つ人々が『共生』するための社会のあり方を考え、その社会を実現し動かすための『経済』について学びます」（大学ホームページ）と説明されている。キリスト教神学を母体としている大学ならではの学科設置構想なのかもしれない。本書は、当初、学生のための基本的な教材として作成された講義資料集（東北学院大学社会福祉研究所編『福祉社会論：人間の共生と格差を考える—多文化共生とは何か—』）が基に（第3章を除く）なっている。

1. 本書の概要と逐次的コメント

本書の構成を以下に掲げる。

第1部 日本編

第1章 日本の所得格差と格差測定の方法  
(前田修也)

第2章 雇用格差と健康格差（熊沢由美）

第3章 世代間格差（佐藤康仁）

第4章 格差と貧困（阿部裕二）

第2部 アジア編

第5章 タイにおける経済的不平等と社会的排除（野崎 明）

第6章 中国における所得格差拡大に伴った貧富の格差問題（楊 世英）

第7章 インドの経済開発と帰依の経済学：その固定と流動をめぐって  
(千葉 一)

第1章「日本の所得格差と格差測定の方法」では、まず「一億総中流」意識の推移を「戦後日本経済と格差」として、5つの時期区分によって取り上げる。その時々の世相の動きが、主要耐久消費財の普及率やエンゲル係数、ジニ係数などの変化とともに生き生きと描かれている。しかし、その出発点での「一億総中流」意識を内閣府の「国民生活に関する世論調査」によっており、1965年に「中の中」が50%を超えたということであるが、この世論調査の設問が、「上」、「中の上」、「中の中」、「中の下」、「下」という中央部のみが肥大した区分であることにも注意が必要である。

次に、ジニ係数で測った日本の所得格差が大きいという主張（橋木俊昭『日本の経済格差』）をめぐって、それは人口高齢化と単身・2人世帯の増加による「見かけ上」の格差の拡大にすぎない（大竹文雄）とする論争が紹介される。その後、格差測定の方法として、所得分布統計の注意点、不平等尺度、等価可処

\* 正会員、専修大学経済学部

〒195-0071 東京都町田市金井町2013-31

e-mail : tfukusim@isc.senshu-u.ac.jp

分所得について触れる。最後に、「新たな格差の出現」として、いくつかのキーワードを紹介する。しかし、これらのキーワードがあまりにも簡単な紹介であるために、誤解を招きかねないかと危惧する。たとえば、「ワーキングプア」で、その原因の1つとして挙げている、「生活保護基準が高すぎる」という記述である。

第2章「雇用格差と健康格差」では、まず雇用格差について、主に雇用形態と性別による格差を取り上げる。「非正規」の割合は37.4%（2014年）であるが、この割合については、女性では56.6%，男性では21.7%という性別の数値も明記が必要である。

次に、多くの「非正規」が200万円未満で働いているし、社会保険の加入についても、「非正規」は厚生年金52.0%でしかなく、老後の年金格差にも続く。さらに、男性の場合には、雇用形態が恋愛や結婚に影響する。20代・30代の合計で見ると、既婚は「正規」が27.5%に対し、「非正規」は4.7%である。

他方、労働時間を見ると、「正規」では週60時間以上の人人が14%（2012年）もいるとの指摘があるが、できれば長時間労働のために過労死や過労自殺が起こっていることに注意を喚起してほしかった。

次に、社会経済的な要因に左右されるものとして、健康格差を取り上げる。社会経済的因子のうちで、まず所得との関係を見ている。

第3章「世代間格差」では、公的年金の給付と負担に関する現在の年金受給世代（高齢世代）とこれから年金を受給することになる現在の若年世代、将来世代との間にある格差など「生涯」を通じた格差（受益と負担の差）を取り上げる。世代間格差を測る世代会計の出発点の関係式は、（現在から将来にかけての政府の収入の現在価値）+（政府の純資産）=（現在から将来にかけての政府の支出の現在価値）である。ここで「政府の収入」は、「現在世代の負担」と「将来世代の負担」とに分かれ

る。また、「政府の支出」は年金や医療などのように「個人の受益」とみなすことができる支出項目（移転支出）と政府消費や政府投資のように「個人の受益」とみなさない支出項目（非移転支出）とに分かれる。このうち、「個人の受益」は「現在世代の受益」と「将来世代の受益」とに分かれる。そして、「負担と受益の差」が「純負担」となる。そのうえで、現在世代（そのうちの0歳世代）と将来世代の生涯純負担との差を世代間不均衡といい、世代間格差の大きさを表すものとする。しかし、記述が簡単であり、特に将来世代の純負担の推計方法が不明なままである。

さらに、世代間均衡の回復方法をめぐる利害の対立が取り上げられる。高齢社会では投票者に占める高齢者の比率が高くなり、政治家が高齢者向けの政策を優先する「シルバー民主主義」と呼ばれる現象があると紹介する。本章全体のトーンとして、「若者世代」対「高齢者世代」という自然年齢のみによる格差・対立を見出そうとしているが、それぞれの世代の貧困、つまり「若者の貧困」「高齢者の貧困」の実態には無関心な様子がうかがえる。財源問題としては、企業からの法人税収も有効である。また、個人についても、年齢という自然的区分だけでなく、所得階層という経済的区分の視点が重要である。

第4章「格差と貧困」では、格差社会に潜む貧困として、まず、貧困問題への3つの見方を挙げる。①「自己責任論」（個人的原因）、②「社会責任論」（社会的原因）、③福祉が依存心を生んで貧困から抜け出せない「貧困の罠」である。次に、貧困の定義として、絶対的貧困、相体的貧困、さらに相対的剥奪、社会的排除、ケイパビリティ（潜在能力）の欠如が挙げられる。そこから、現代社会における貧困・低所得者層の生活問題に入る。まず「貧困の4つの表現」（岩田正美）を取り上げる。貧困が慢性化・固定化すると、貧困のコアにある「お金がない」ということだけでは

なく、その周辺に4つの側面が付随していく。①「社会関係からの排除」、②権利行使ができない「パワーレス/ボイスレス」、③「恥・自己評価の低さ」、④社会の側からの「非難・軽蔑」である。次に、生活保護受給世帯はその多くが「高齢者世帯」であること、政策的対応の現状と課題としては、不正受給率0.46%（2014年度）と漏給者、捕捉率の低さ、子どもの貧困率16.3%（2012年）と「子どもの貧困対策推進法」施行（2014年）、ホームレスについては、高齢化・長期化や再路上化の問題がある。「無縁社会」と呼ばれるように、血縁、地縁、社縁に包摂されない孤立した人々にとっては伴走型支援（新たな第4の縁）の制度が求められている。最後に、生活保護に至る前の支援策として、「生活困窮者」を対象とした生活困窮者自立支援法が第2のセーフティネットとして実施（2015年4月）となった。

第5章「タイにおける経済的不平等と社会的排除」では、最初に東アジアと東南アジア諸国・地域間所得格差（階層間所得格差）を取り上げる。労働生産性は高くなっているが、労働分配率が低下しているのは、農村の余剰労働力が大量に存在しているからである。そして、教育格差とともに、都市部・沿岸部と内陸部との空間的格差（地域間格差）がある。

次にタイの所得格差である。まず産業構造上の不均衡として、2000年の時点で農業の就業人口比が50%近くあるのに、付加価値の構成比は10%にも満たない。そして、中等教育以下の教育歴をもつ人たちが60%以上を占めており、就業者の多くはインフォーマルセクター（農業等）に従事している。それから、空間的格差として、経済活動がバンコクとその周辺（首都圏）に高度に集中している。さらに、資産所有の不平等がある。2007年では、最上位10%の階層が55%の資産を所有している。

最後に、タイの貧困として「子どもの身体的・精神的・社会的発達を妨げ教育の機会を

奪う労働」である「児童労働」を取り上げる。「児童労働」は労働市場の最底辺を形成している。最近の傾向としては、出身地がタイ国内から周辺の近隣諸国に広がっている。

第6章「中国における所得格差拡大に伴った貧富の格差問題」では、まず中国経済全体の高成長にもかかわらず、「雇用なき成長」時代に入っている。1978年の改革・開放政策以前の中国は、一種の表層的な平等社会であった。そして、改革・開放後は経済成長とともに、貧富の格差が進行している。それは、「成長する中国」とともに、「不平等な中国」という印象をもたらした。中国の所得格差問題は深刻であり、社会は二極化している。中国は依然、発展途上国における過剰都市化問題で悩んでいる。未熟練労働市場がほとんどで、根本的には基礎教育が普及していないことが原因である。

第7章「インドの経済開発と帰依の経済学：その固定と流動をめぐって」では、まず経済開発の方法が、早急な重工業の確立を重視した大規模な公共投資による輸入代替的重工業化の推進であった。インドの農村部には総人口の約70%，貧困層の約80%が暮らしているにもかかわらず、農業部門は相対的に軽視されてきた。重工業への固着と集積・固定化が、インドの慢性的貧困を長期化させ、カースト的社会構造をベースとしたかなり強固な格差社会を出現させた一因である。次に、教育格差については、北インドのベルト地域での、非識字率と貧困、暴力のトライアングルが見られる。

さらに、「バクティ：帰依の伝統と社会的弱者の救済」という、12世紀南インドの宗教改革運動を取り上げる。シヴァ派の一大勢力であるリンガーヤタの運動は、バクティ（帰依・信愛）という信仰を宗教改革、さらには社会改革や社会開発的活動にまで敷衍している。その運動とは、業・輪廻観からの解放、カースト制の否定、労働の尊厳、寺院否定、万

人司祭主義等、信仰によって結ばれた互酬的共同体社会の追求などを訴える活動である。そこではダーソーハ（献身、いたわり、贈与などの意味）と呼ばれる行為を相互に為すことが期待され、「救うことによって救われる」共済的関係がある。さらに、苦難な状況にともに身を置くという貧困の共有であり、また身体障害という存在様態（スティグマ）は深い信仰の証しとする。そして、「持てる者たち」の富の蓄積と固定であるスターワラとして、貧困層を踏み台にした重工業化政策の失敗をとらえる。スターワラの肥大化は「救済としての経済」の忘却に他ならない。

## 2. 本書の特徴と少しの要望

第1に、本書の大きな特徴は、日本編とア

ジア編に分かれていることである。そのため、格差と貧困の態様と解決方法も大きく異なっている。アジア編については、世界全体での格差と貧困問題の根本的な解決方法との共通目標を確認することと並行して、それぞれの国・地域の伝統も含めた実態から出発することの必要性を感じさせられた。特に、インドの宗教改革運動の考え方には、新鮮な驚きを感じた。

第2に、各章ごとの問題の取り上げ方がさまざまである。学生たちの感性に訴えかけるとともに、理論や政策として理解しやすく整理して提供する工夫が感じられる。しかし、多くのことを盛り込もうとする気持ちが先走って説明が不十分になっている箇所には改善を望みたい。

# 『統計学』創刊60周年記念特集にあたって

## 『統計学』創刊60周年記念事業委員会委員長

水野谷武志\*

本特集は『統計学』創刊60周年記念事業の一環として企画された。前回の創刊50周年記念号以降の内外の統計・統計学の新たな展開を踏まえ、社会科学としての統計学の再構築を目指して学会活動の活性化と機関誌の発展・充実を図ろうとするものである。学会員を対象にした公募企画のなかから、現在、2つの特集企画、すなわちA「標本設計情報とミクロデータ解析の実際」(責任者:坂田幸繁会員)、B「政府統計ミクロデータの作成・提供における方法的展望」(責任者:伊藤伸介会員)がスタートしている。

特集企画Aは、統計法改正により利用形態として定着しつつある政府統計調査票情報のとくに2次利用をめぐって、その信頼性、正確性評価のための論点として、実在の有限母集団からの標本統計の調査票情報の利活用の方法に焦点を当てている。標本設計情報、とくに抽出ウェイトの利用や、解析的利用における尤度概念の妥当性、超母集団モデル(モデル・パラメータ)の推定問題などをとりあげる。

標本統計の利用可能性は、日本へのサンプリング・メソッドの導入時に展開された標本調査論争において本学会がコミットした主要課題のひとつである。議論は集計値形態(センサス・パラメータ)の標本推定=技術論(抽出集計の論理)で収斂したかのようだが、近年のミクロデータの提供と利用は、改めて

2次利用としての標本調査情報を認識原理に遡って新たな形で議論する必要性を提起している。本企画はそのための基本的論点と解決の方向を指示示すため4本の研究論文を予定し論点整理をめざしている。

本号では、最初の論考として、「人口センサスの変容—フランスのローリング・センサス」(西村善博会員)を掲載している。従来型のセンサスが調査環境の悪化や財政緊縮政策のもとで実施の困難を余儀なくされるなかで、フランスの人口センサスの変容(数年にわたるローリング方式への移行と標本調査の活用)について、標本設計、その推計方法、利用方法をとりあげ、その特質を考察している。

一方、特集企画Bは、政府統計ミクロデータの作成・提供に関する方法論理を模索するために、政府統計(センサスおよび(標本調査を含む)一部調査)のデータに関する欠測値の処理法、政府統計データにおける秘匿の方法論、メタデータのアーカイブ化等の様々な論点について、統計法制度および統計実務における諸外国の動向も踏まえつつ、政府統計ミクロデータの作成・提供に関する方法的展望を追究するものである。

補定、秘匿といった統計作成に関する実務は、統計(あるいはミクロデータ)の基本的な作成過程の1つであるにも関わらず、本学会において研究対象としてその方法的意義が議論されることはほとんどなかったと言ってよい。他方で、補定や秘匿に関する研究は1970代に遡ることができ、諸外国では数多くの研究蓄積が存在する。さらに、ミクロデータのデータ構造に標本調査の設計が大きな影響を

\* 正会員、北海学園大学経済学部

〒062-8605 北海道札幌市豊平区旭町4-1-40

e-mail : mizunoya@econ.hokkai-s-u.ac.jp

及ぼすことから、政府統計ミクロデータの作成過程における一部調査（標本調査）の方法的位置についての議論も求められよう。こうした状況を勘案した上で、本特集企画では、補定や秘匿を主なテーマとしながら、政府統計ミクロデータの作成・提供に関する方法的な諸問題について考察を行うものである。

本号においては、本特集企画の中で補定に焦点を当てた論考「諸外国の公的統計における欠測値の対処法—集計値ベースと公開型ミクロデータの代入法—」（高橋将宜会員）を掲載している。本稿は、UNECE（国連欧州経済委員会）における国際的動向を洞察した上で、欠測値処理の主要な方法である、回帰代入法、比率代入法、平均値代入法、ホット

デック法といった確定的單一代入法、さらには確率的單一代入法と多重代入法について、データ特性の観点からその特徴を明らかにするだけでなく、欠測値処理が政府統計ミクロデータの作成に与える影響について方法的な考察を行っている。

事業委員会では本号を鏑矢として、しばらくの間、特集企画による研究成果として、統計学の今後に関わる重要なテーマや領域問題について特集論文を掲載していくことについている。新たな特集企画の提案も含め、委員会では、このプロジェクトが社会科学としての統計学という本学会設立の趣旨を再確認しつつ、学会活動の新たなレベルでの展開へつながることを期待している。

【『統計学』創刊60周年記念特集論文  
特集 A：標本設計情報とミクロデータ解析の実際】  
（『統計学』第112号 2017年3月）

## 人口センサスの変容

### —フランスのローリング・センサス—

西村善博\*

#### 要旨

フランスの2004年以降の人口センサスは、2つの基本原則、データ収集の5年のローリング・サイクルと人口1万人以上コムューンへの標本調査の導入を結合させている。本稿では、そのような原則を有するフランスの新センサスについて、標本設計、統計結果の推計方法と利用を示すとともに、その特質を考察する。標本設計ではコムューンないし住所を単位とするローテーション・グループの編成、統計結果の推計ではウェイト計算が課題となる。結果の利用では2006年以降、毎年、統計結果が公表されているにもかかわらず、統計的な比較分析では5年ごとの比較が基本であることなど、いくつかの制約がある。したがって、他の統計情報源の整備や統計間の整合性の検討が必要になっている。

#### キーワード

人口センサス、ローリング・センサス、均衡標本

#### はじめに

フランスの2004年以降の人口センサス（新センサス）は、2つの基本原則、すなわちデータ収集の5年のローリング・サイクルと人口1万人以上のコムューン<sup>1)</sup>への標本調査の導入を結合させたものである（INSEE<sup>2)</sup>, 2006）。

新センサスに関する最初の年次調査は2004年に実施され、新センサスは計画から実施段階に移行する。05年5月付で、Insee Méthodes特別号（Godinot, 2005）が公表され、調査の全貌が提示される。これに対して推計方法は、08年～09年に公表された文献を通じて明確になる。

本稿の目的は、上記に関係する文献にもとづき、フランスの新センサスについて、標本設計、統計結果の推計方法と利用をとりあげ、その特質と今後の課題を考察することにある。

#### 1. 標本設計の前提と均衡標本

##### 1.1 前提

新センサス関連法（2002年2月27日付法律）第156条第VI項は、「センサス調査の期日はコムューンに応じて異なることがある。人口が1万人未満のコムューンについては、調査は悉皆的であり、5年間に毎年交代で実施される。他のコムューンについては、標本調査が毎年行われる。この全域も同じ5年間に調査される」（Godinot, 2005: E.2.2)<sup>3)</sup>と規定している。この

\* 正会員、大分大学経済学部

〒870-1192 大分市大字旦野原700

e-mail : ynishi@oita-u.ac.jp

枠組みに対応する標本設計の前提は, Dumais et al.(1999), Grosbras(2002a)で詳細に論じられている。(以下, 人口1万人未満のコミューンを「小コミューン」, 人口1万人以上のコミューンを「大コミューン」と略称する。)

人口センサスに採用される方法は経費増を伴うことはできない。そのため, 年次調査は840万の個人票の収集となる。単純計算では7年間で約6千万の個人票となり, 1回の旧センサスに相当する調査規模となる。また, データ収集の周期は5年である。これは市町村議会選挙の周期(6年)と重複しないこと, より迅速に更新情報を与えることを考慮している。

フランス人口(1999年)は, 小・大のコミューン間で約3千万人ずつ2分割される。約36000の小コミューンでは必要な結果精度を得るために全数調査が導入される。このため, 小コミューンでは毎年, 約600万の個人票が収集される。他方, 大コミューンでは毎年約240万の個人票が収集される。そのため年次の抽出率は約8% (以下の式の $p$ ), 5年で約40%の抽出率となる。

$$\underbrace{1/5 \times 29900000}_{\text{小コミューン}} + \underbrace{p \times 28800000}_{\text{大コミューン}} = 8400000$$

調査は5年周期のローテーション・グループを編成して行われる(Godinot, 2005: B.3.1)ため, 全国が5つの地域群に分けられ, 小コミューンではコミューンが, また大コミューンでは住所がグループの単位となる。

調査対象は基本的に, 通常の住戸ないし世帯, 施設<sup>4)</sup>, 移動住宅, ホームレス, 川船の船上生活者である。施設や移動住宅は通常の住戸とはみなされない。以下に, 住戸と世帯の定義を補足しておく(Godinot, 2005: Glossaire; INSEE, 2014a, 2016b)。センサスでの住戸とは, 区分され(壁や仕切りで閉じられ), 独立した(外部や建物の共有部分から直接ア

クセス可能な入り口を設けた)一個の場所とされている。一戸建て家屋や集合住宅の内部にも住戸は設けられている。

住戸は, 本宅, 臨時住宅, セカンドハウス, 空家の4種類からなる。センサスでは, 世帯は本宅を形成する同一の住戸に住む人々の集合とされる。すなわち, 本宅人口は世帯人口を構成し, 本宅数は世帯数と一致する。なお世帯には, センサスの時に他の所に滞在する人々(たとえば, 勉学のため他の所に住む未成年の子供や仕事のため家族宅外に住む配偶者)を含む。

標本設計では, 世帯人口が全人口の約98%, 施設人口が約2%を占め, その他はごくわずかである(INSEE, 2009a)。新センサスはフランス本国と海外県で実施されるが, 本稿では, 本国のコミューンに限定して論じることにする。

## 1.2 均衡標本

INSEEは標本設計に均衡標本<sup>5)</sup>を使用している。それについて, Insee Méthodes特別号の解説をみておこう(Godinot, 2005: Annexe B1)。

標本抽出の効率性を改善する, すなわち推定量の分散を減らすさまざまな手段がある。最も良く知られるのは層化と確率比例抽出法などに代表される不均等確率比例抽出法(tirage à probabilités inégales)である。一般に, われわれは調査母集団の異質性をできる限り考慮した標本を作成しようと努める。これは標本抽出において目的変数に関連すると想定される補助変数の観測値をその母集団レベルで活用することによる。

標本調査で関心を寄せる変数を $Y$ , この変数の基準母集団 $U$ における合計を $T(Y) = \sum_{i \in U} Y_i$ と仮定しよう。標本データから,  $T(Y)$ の推定量 $\hat{T}(Y)$ とその分散 $V(\hat{T}(Y))$ から導かれる信頼区間を構成できる。推定量 $\hat{T}(Y)$ は, Horvitz-

# The Reform of Population Census: French Rolling Census

Yoshihiro NISHIMURA\*

## Summary

In 2004 France introduced a new census method which combines two basic principles-a five-year rolling cycle of data collection and sample surveys of communes with 10,000 and more inhabitants. The author focused the discussion in this paper on the following issues: firstly the sampling plans of the new French census, secondly its estimation methods and finally the basic utilization of its statistical results and evaluate the value of the census. Although the new census results have been disseminated annually since 2009, they still seem to have several further steps to go in terms of their usability.

## Key Words

population census, rolling census, balanced sample

---

\* Faculty of Economics, Oita University  
Dannooharu 700, Oita, 870-1192 Japan  
e-mail : ynishi@oita-u.ac.jp

【『統計学』創刊60周年記念特集論文  
特集B：政府統計ミクロデータの作成・提供における方法的展望】  
（『統計学』第112号 2017年3月）

## 諸外国の公的統計における欠測値の対処法 —集計値ベースと公開型ミクロデータの代入法—

高橋将宜\*

### 要旨

欠測値の処理は、公的統計の重要なプロセスの一部であるが、我が国においてその方法的意義はほとんど議論されていない。本稿は、UNECE(国連欧州経済委員会)における国際的動向を踏まえ、回帰代入法、比率代入法、平均値代入法、ホットデック法といった確定的單一代入法に加え、確率的單一代入法と多重代入法について調査し、我が国における政府統計ミクロデータの作成・提供に資するものである。公的統計における国際的な現状を把握するため、UNECE参加国のサーベイ調査を行った。また、様々な状況を想定した一連のモンテカルロ実験を用いて、各種代入法の有用性を検証した。諸外国の公的統計における集計値ベースの代入法は、データの種類に応じて採用されており、経済データには比率代入法が、世帯データにはホットデック法が適していることを明らかにした。公開型ミクロデータでは、多重代入法を採用することが望ましいことも示した。

### キーワード

多重代入法、單一代入法、不完全データ、無回答、政府統計

### 1. はじめに

社会調査では、平均して約半数もの回答者が1つ以上の質問項目に答えないといわれる(King et al., 2001)。特に、個人の収入や企業の売上高といった機微な質問は、回答率が低くなる傾向がある(Schenker et al., 2006)。また、意図的ではなく、回答者が質問項目を見落としたり、回答し忘れたりするなどのケースもある。あるいは、回答者が引っ越ししたり、企業が倒産したりすると、継続的な調査が行えず欠測となる場合もある(Allison, 2002; de

Waal et al., 2011)。

このように、調査データにおいてすべてのデータを回収することは非常に困難であり、欠測値の統計的処理は、公的統計機関における実務の基本的な過程の1つである。具体的には、公的統計における欠測値は、代入法(imputation: 補完法、補定法)によって処理されるが(de Waal et al., 2011, 第7章)，これまで我が国では研究対象としてその方法的意義が議論されることはずつとんどなかった。一方、国際的には、公的統計における代入法に関する研究は1950年代まで遡ることができ(U.S. Bureau of the Census, 1957, p.XXIV)，数多くの研究蓄積が存在する。たとえば、政府

\* 正会員、東京外国语大学経営戦略情報本部  
e-mail: mtakahashi@tufs.ac.jp

統計の個票データの作成という文脈において、国連欧州経済委員会(UNECE: United Nations Economic Commission for Europe)の統計データエディティングに関するワークセッション(Work Session on Statistical Data Editing)といった国際会議で盛んに議論されている。

本稿は、「政府統計ミクロデータの作成・提供における方法的展望」の特集企画の一部として、UNECEにおける国際的動向を踏まえ、我が国における政府統計ミクロデータの作成・提供に関して、欠測値の対処法という観点から方法的展望を追究する。本稿の前半では、諸外国においてどのような手法が用いられているかを調査し、従来の集計値ベースの代入法について、経済調査や世帯調査といった調査の種類ごとの特徴を調べて検証する。

また、坂田(2006, p.31)が指摘するように、マクロ集計値による分析が主流であった20世紀半ばとは異なり、21世紀初頭の今日では、ミクロレベルの個体行動に関する実証分析が重要となっている。このような状況において、公的統計によって収集された調査データを公開型ミクロデータとして一般に利用可能とする需要が高まっている。供給側についても、2014年3月に閣議決定された第Ⅱ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」において公的統計の二次的利用の促進が言及されており、2016年度中に試行的なオンライン利用を開始する予定となっている(中村、平澤、2016, pp.36-37)。我が国も公開型ミクロデータへの道を歩み始めたところである。よって、本稿の後半では、ミクロデータ公開を目的とした場合の代入法は、現行の集計値ベースの代入法とどのように異なる必要があるか、将来的な課題を議論する。

なお、本稿の議論は、公開型ミクロデータにおける欠測値の取り扱いに特化しており、秘匿性の確保は十分に担保されているという前提に立って議論をしている<sup>i</sup>。匿名データの

秘匿性と有用性に関する詳しい議論は、伊藤、星野(2014)を参照されたい。

本稿第2章では、代入法の考え方と現状を示す。具体的には、欠測データの問題点を例証し、集計値ベースの欠測値処理方法として、確定的單一代入法(deterministic single imputation)を導入する。また、UNECE参加国へのサーベイ調査の結果を提示し、欠測値処理に関する国際的動向を確認する。第3章では、経済データと世帯データを模したモンテカルロシミュレーションによって集計値ベースの代入法の検証を行う。第4章では、公開型ミクロデータにおける欠測値対処法の展望を議論し、公開型ミクロデータを模したモンテカルロシミュレーションによって確定的單一代入法、確率的單一代入法(stochastic single imputation)、多重代入法(multiple imputation)の検証を行う。第5章では、代入法とミクロ分析の問題として、適合性を議論する。第6章において締めくくりとする。

## 2. 代入法の考え方と現状

### 2.1 欠測データの問題点

表1は4名の収入と年齢のシミュレーションデータである。黒数字は観測された値、灰色セルの白抜き数字は欠測値(欠損値)の本来あるべき真値とする。また、表2では年齢が質的データとして、表3では収入が質的データとして記録されている。表1と表2の集計対象は収入の平均値であり、表3の集計対象は収入の最頻値だとする。

表1において、もしデータがすべて観測されているならば、4人の収入の平均値は(1式)のとおり453.75万円として簡単に計算できる。

$$\begin{aligned}\overline{\text{収入}}_{\text{真値}} &= \frac{1}{4} \sum_{i=1}^4 \text{収入}_i \\ &= \frac{239 + 421 + 505 + 650}{4} \\ &= 453.75\end{aligned}\quad (1)$$

# Missing Data Treatments in Official Statistics: Imputation Methods for Aggregate Values and Public-Use Microdata

Masayoshi TAKAHASHI\*

## Summary

The treatment of missing data is an important aspect of the production system in official statistics; however, the methodological significance has rarely been debated in Japan. This study builds on the practices of UNECE, assessing a variety of imputation methods, such as deterministic single imputation (regression imputation, ratio imputation, mean imputation, hot deck imputation), stochastic single imputation, and multiple imputation. The purpose of this study is to contribute to the development of the official statistics production system in Japan. In order to obtain the picture of the status quo in official statistics among the national statistical agencies around the world, this study conducts a survey on the UNECE member states. Also, the current study assesses the utility of each imputation method, using a series of Monte Carlo experiments with a variety of parameter settings. This study shows that, in the current practices of imputation among the national statistical institutes, imputation methods are adopted for each data type, such that ratio imputation is often used for economic data and hot deck imputation for household data. Furthermore, the current study demonstrates that multiple imputation is suited for public-use microdata.

## Key Words

Multiple imputation, single imputation, incomplete data, nonresponse, government statistics

---

\* IR Office, Tokyo University of Foreign Studies  
e-mail : mtakahashi@tufs.ac.jp

【本会記事】

支部だより  
(2016年4月～2017年3月)

~~~~~ 北 海 道 支 部 ~~~~

下記のとおり研究会が開催されました。

日時：2016年6月11日（土） 14：00～17：00

場所：北海学園大学豊平区キャンパス7号館5階・D505教室

報告：

1. 市町村の介護サービスと要介護状態の地域差に関する研究  
大澤理沙（釧路公立大学経済学部）
2. 高等学校情報科・公民科等における公的統計データを用いた教材開発  
古谷次郎（北星学園大学経済学部）

（水野谷武志 記）

~~~~~ 東 北 ・ 関 東 支 部 ~~~~

2016年度4月例会

日時：2016年4月9日（土） 13：30～17：00

場所：立教大学池袋キャンパス・13号館会議室

報告：

1. 坂田幸繁（中央大学）  
「企業活動の数量実績へ個体リンクageした実勢判断項目の特徴について」
2. 高橋将宜（東京外語大学）  
「民主国家における世襲議員に関する計量分析：米国の例」

2016年度5月例会

日時：2016年5月7日（土） 13：00～17：00

場所：立教大学池袋キャンパス・15号館（マキムホール）10階第1・2会議室

報告：

1. 上藤一郎（静岡大学）  
「希望子ども数調査に基づく小地域の将来人口推計—藤枝市の調査による試案—」
2. 保高博之（総務省統計局統計調査部調査企画課）  
「平成27年国勢調査における新たな取り組みと実施状況」

## 2016年度 6月例会

日時：2016年6月4日(土) 13:00～17:00

場所：立教大学池袋キャンパス・15号館（マキムホール）10階第1・2会議室

報告：

1. 宮田知佳（横浜国立大学・院）

「イギリスの失業実態とその規範の矛盾～失業の世論調査と実態の乖離～」

2. 坂本憲昭（法政大学）

「江東区湾岸タワーマンションの考察（事業所と世代変遷）」

3. 御園謙吉（阪南大学）

「市町村別所得データによる地域格差の検討

—1974～2013年のタイル尺度による分析を中心に—」

## 2016年度 7月例会

日時：2016年7月2日(土) 13:00～17:00

場所：立教大学池袋キャンパス・12号館地下第4会議室

報告：

1. 伊藤伸介（中央大学）

「政府統計データの匿名化に関する方法的な体系化をめぐって」

2. 小林良行（総務省統計研修所）

「統計メタデータアーカイブの展開可能性」

3. 山口幸三（総務省統計研修所）

「政府統計の作成における一部調査（標本調査）の方法的位置」

4. 高橋将宜（東京外国语大学）

「政府統計データのインピュテーションに関する国際的動向」

## 2016年度 11月例会（共催：一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター・中央大学経済研究所社会経済ミクロデータ研究部会）

日時：2016年11月5日(土) 13:00～17:00

場所：一橋大学経済研究所 3F大会議室

報告：

1. 齊藤宣哉（総務省統計局）

「平成24年就業構造基本調査ミクロデータについて」

2. 長尾伸一（総務省統計局）

「生存時間解析の手法による就業構造基本調査のデータを用いた初職を継続する者と離職する者の属性に関する分析」

3. 松田尚子（RIETI/東京大学）・岡室博之（一橋大学）

「就業構造基本調査ミクロデータを用いて新規開業の希望と準備をいかに把握できるか」

4. 勇上和史（神戸大学）

“The Impact of Minimum Wage on Income Distribution in Japan”

## 2016年度12月例会

日時：2016年12月3日(土) 13:30～18:00

場所：立教大学池袋キャンパス・15号館（マキムホール）10階第1・2会議室

報告：

1. 坂田大輔（立教大学）

「インドの雇用・失業統計に関する議論と変化

—インド全国標本調査の事例を中心に—」

2. 長谷川普一（新潟市都市政策部GISセンター）

「公的統計、行政情報から観測する人口移動の特性と土地利用について」

3. 堀口将志（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

「地域経済分析システム（RESAS）の現状と今後について」

4. 櫻本 健（立教大学）

「RESASを利用した立教大学の取組」

## 2017年度1月例会

日時：2017年1月7日(土) 13:30～17:00

場所：中央大学駿河台記念館 360号室

報告：

1. 千田浩司（NTTセキュアプラットフォーム研究所）・田中哲士（NTTセキュアプラットフォーム研究所）・菊池 亮（NTTセキュアプラットフォーム研究所）・阿部穂日（一橋大学）・白川清美（一橋大学）

「公的統計のための秘密計算システムの実装：回帰分析による実用化のための実証分析」

2. 林田 実（北九州市立大学）・池田欽一（北九州市立大学）

「機械学習は経済学の実証分析を変革するか—深層学習によるミクロデータ解析—」

## ~~~~~ 関 西 支 部 ~~~~

### 2016年度関西支部例会

日時：4月16日(土) 13:30～17:00

場所：立命館大学茨木キャンパス B棟4階研究会室1

報告：

1. 泉 弘志・戴 艶娟・李 潔（報告：泉）

「Eora MRIO（世界多地域産業連関表）とOECD WIOD（世界産業連関表）による全労働生産性上昇率の計測」

2. 芦谷恒憲（兵庫県企画県民部ビジョン課）

「兵庫県における観光見える化推進事業の概要と課題」

日時：5月28日(土) 13:30～17:00

場所：阪南大学あべのハルカスキャンパス（23F） 第1セミナールーム

報告：

1. 劉 瑞興（広島修道大学大学院）

「金融安定における「誤差脱漏」に関する統計推測」

2. 水野勝之（明治大学・関東支部），井草 剛（松山大学），小俣 悠（明治大学大学院・非会員），土居拓務（明治大学・非会員）

「林業の全要素生産性と効用の関係についての研究

A Study of the Relationship of Total Factor Productivity and Utility」

日時：6月18日（土） 13:30～17:00

場所：大阪経済大学 J館2階第3会議室

報告：

1. 橋本貴彦（立命館大学）

「中間財を考慮した技術選択と相対価格：世界産業連関データベースを用いた実証研究」

2. 新井郁子（（公財）統計情報研究開発センター）・西内亜紀（同前）・草薙信照（大阪経済大学）（報告：新井）

「国際拠点空港が周辺地域に与えた影響」

日時：7月16日（土） 13:30～17:10

場所：キャンパスプラザ京都 6階第1講習会室（立命館大学）

報告：

1. 木下英雄（大阪経済大学）

「雇用マトリックスを用いた投下労働量変化の要因分析における産業分類表と商品分類表の比較」

2. 藤岡光夫（静岡大学人文社会科学部経済学科）

「SPA法による原爆被爆者の長期的・複合的健康規定要因分析」

日時：11月19日（土） 13:30～17:00

場所：神戸大学農学研究科 A棟A305会議室

報告：

1. 大井達雄（和歌山大学）・椿 広計（独立行政法人統計センター），報告：大井

「平成18年社会生活基本調査による旅行行動の要因分析（仮）」

2. 田中 力（立命館大学）

「自給的農家および土地持ち非農家の統計的把握について」

日時：12月19日（土） 13:30～18:00

場所：立命館大学茨木キャンパス A棟AS461

報告：

1. 小川雅弘（大阪経済大学）

「国民経済計算における政府——とくに政府最終消費支出」

2. 藤原裕行（日本銀行調査統計局企画役）  
「税務データを用いた分配側GDPの試算」

~~~~~九州支部~~~~~

九州支部例会は九州経済学会の分科会として開催されました。

日時：2016年12月3日(土) 14:00～16:30

場所：九州大学経済学部 510B室

報告：

1. 伊藤伸介会員（中央大学）  
「政府統計における行政記録データの利活用について  
—デンマークの事例を中心に—」
2. 松川太一郎会員（鹿児島大学）  
「GDP推計の技術的・制度的側面と社会的条件 —アフリカの経験から—」
3. 西村善博会員（大分大学）  
「フランスの人口センサスの現状と課題」

(西村善博 記)

## 機関誌『統計学』投稿規程

経済統計学会（以下、本会）会則第3条に定める事業として、『統計学』（電子媒体を含む。以下、本誌）は原則として年に2回（9月、3月）発行される。本誌の編集は「経済統計学会編集委員会規程」（以下、委員会規程）にもとづき、編集委員会が行う。投稿は一般投稿と編集委員会による執筆依頼によるものとし、いずれの場合も原則として、本投稿規程にしたがって処理される。

### 1. 総則

#### 1-1 投稿者

会員（資格停止会員を除く）は本誌に投稿することができる。

#### 1-2 非会員の投稿

- (1) 原稿が複数の執筆者による場合、筆頭執筆者は本会会員でなければならない。
- (2) 常任理事会と協議の上、編集委員会は非会員に投稿を依頼することができる。
- (3) 本誌に投稿する非会員は、本投稿規程に同意したものとみなす。

#### 1-3 未発表

投稿は未発表ないし他に公表予定のない原稿に限る。

#### 1-4 投稿の採否

投稿の採否は、審査の結果にもとづき、編集委員会が決定する。その際、編集委員会は原稿の訂正を求めることがある。

#### 1-5 執筆要綱

原稿作成には本会執筆要綱にしたがう。

### 2. 記事の分類

#### 2-1 研究論文

以下のいずれかに該当するもの。

- (a) 統計およびそれに関連した分野において、新知見を含む会員の独創的な研究成果をまとめたもの。
- (b) 学術的新規性を有し、今後の研究の発展可能性を期待できるもので、速やかな成果の公表を目的とするもの。

#### 2-2 報告論文

研究論文に準じる内容で、研究成果の速やかな報告をとくに目的とする。

#### 2-3 書評

統計関連図書や会員の著書などの紹介・批評。

#### 2-4 資料

各種統計の紹介・解題や会員が行った調査や統計についての記録など。

#### 2-5 フォーラム

本会の運営方法や統計、統計学の諸問題にたいする意見・批判・反論など。

#### 2-6 海外統計事情

諸外国の統計や学会などについての報告。

#### 2-7 その他

全国研究大会・会員総会記事、支部だより、その他本会の目的を達成するために有益と

思われる記事。

### 3. 原稿の提出

#### 3-1 投稿

原稿の投稿は常時受け付ける。

#### 3-2 原稿の送付

原則として、原稿は執筆者情報を匿名化したPDFファイルを電子メールに添付して編集委員長へ送付する。なお、ファイルは『統計学』の印刷レイアウトに準じたPDFファイルであることが望ましい。

#### 3-3 原稿の返却

投稿された原稿（電子媒体を含む）は、一切返却しない。

#### 3-4 校正

著者校正は初校のみとし、大幅な変更は認めない。初校は速やかに校正し期限までに返送するものとする。

#### 3-5 投稿などにかかる費用

- (1) 投稿料は徴収しない。
- (2) 掲載原稿の全部もしくは一部について電子媒体が提出されない場合、編集委員会は製版にかかる経費を執筆者（複数の場合には筆頭執筆者）に請求することができる。
- (3) 別刷は、研究論文、報告論文については30部までを無料とし、それ以外は実費を徴収する。
- (4) 3-4項にもかかわらず、原稿に大幅な変更が加えられた場合、編集委員会は掲載の留保または実費の徴収などを行うことがある。
- (5) 非会員を共同執筆者とする投稿原稿が掲載された場合、その投稿が編集委員会の依頼によるときを除いて、当該非会員は年会費の半額を掲載料として、本会に納入しなければならない。

#### 3-6 掲載証明

掲載が決定した原稿の「受理証明書」は学会長が交付する。

### 4. 著作権

#### 4-1 本誌の著作権は本会に帰属する。

4-2 本誌に掲載された記事の発行時に会員であった執筆者もしくはその遺族がその単著記事を転載するときには、出所を明示するものとする。また、その共同執筆記事の転載を希望する場合には、他の執筆者もしくはその遺族の同意を得て、所定の書面によって本会に申し出なければならない。

4-3 前項の規定にもかかわらず、共同執筆者もしくはその遺族が所在不明のため、もしくは正当な理由によりその同意を得られない場合には、本会が承認するものとする。

4-4 執筆者もしくはその遺族以外の者が転載を希望する場合には、所定の書面によって本会に願い出て、承認を得なければならない。

4-5 4-4項にもとづく転載にあたって、本会は転載料を徴収することができる。

4-6 会員あるいは本誌に掲載された記事の発行時に会員であった執筆者が記事をウェブ転載するときには、所定の書類によって本会に申し出なければならない。なお、執筆者が所属する機関によるウェブ転載申請については、本人の転載同意書を添付するものとする。

- 4-7** 会員以外の者、機関等によるウェブ転載申請については、前号を準用するものとする。
- 4-8** 転載を希望する記事の発行時に、その執筆者が非会員の場合には、4-4、4-5項を準用する。  
 1997年7月27日制定（2001年9月18日、2004年9月12日、2006年9月16日、2007年9月15日、2009年9月5日、2012年9月13日、2016年9月12日一部改正）

## 『統計学』創刊60周年記念特集掲載号発行規程

『統計学』創刊60周年記念特集論文（以下、記念特集論文）の掲載号の編集・発行作業は、経済統計学会2014年度会員総会の決議にもとづき『統計学』創刊60周年記念事業委員会（以下、事業委員会）が行なう。記念特集論文の掲載号（以下、記念特集掲載号）の発行は、本規程にしたがって処理される。

### 1. 総則

#### 1-1 テーマの確定及び原稿執筆者の選定と資格

特定テーマに関する論文構成の確定及び執筆者の選定は、企画案と執筆計画にもとづき、事業委員会が行なう。

#### 1-2 未発表

原稿は未発表ないし他に公表予定のない原稿に限る。

#### 1-3 原稿の採否およびレフェリー制の導入について

提出された原稿の採否は、レフェリーによる厳格な審査の結果にもとづき、事業委員会が決定する。レフェリーの選任は事業委員会が行なう。事業委員会は原稿の書換え、訂正を求めることができる。

#### 1-4 執筆要綱

原稿作成は別に定める『統計学』創刊60周年記念特集掲載号執筆要綱にしたがう。

### 2. 原稿の提出

#### 2-1 原稿の締切り

本誌発行の円滑のため、締切り日を設ける。締切り日以降に原稿が到着した場合や、訂正を求められた原稿が期日までに訂正されない場合、掲載されないことがある。

#### 2-2 原稿の送付

原稿は原則として、PDFファイル（『統計学』の印刷レイアウト）を電子メールに添付して事業委員会委員長へ送付する。

#### 2-3 原稿の返却

提出された原稿は、採否にかかわらず原則として返却しない。

#### 2-4 校正

掲載が決定した原稿の著者校正は初校のみとし、内容の変更を伴う原稿の変更は原則的に認めない。内容の変更を伴う変更の場合は、事業委員会およびレフェリーの許可を必要とする。初校は速やかに校正し期限までに返送するものとする。

#### 2-5 執筆などにかかる費用

投稿料は原則として徴収しない。別刷は、執筆者の希望により、作成するが、実費を徴収する。校正段階で原稿に大幅な変更が加えられた場合、実費の徴収などを行うことがある。

る。

### 3. 著作権

記念特集論文の著作権は経済統計学会に帰属する。詳細は、『統計学』の投稿規程に準ずる。

### 『統計学』創刊60周年記念特集掲載号投稿原稿査読要領

1. 経済統計学会（以下、本会）の機関誌『統計学』創刊60周年記念特集掲載号に掲載する「論文」の査読制度について、この要領を定める。
2. 『統計学』創刊60周年記念事業委員会（以下「事業委員会」）委員長に送付された原稿については、事業委員会による第一次審査を行い、事業委員会が別に定める「執筆要綱」に準拠しているかどうかを判定する。
3. 「論文」の掲載にあたっては、第二次審査を必要とする。
4. 第一次審査を経た「論文」の原稿は、速やかに第二次審査へ付されるものとする。
5. 事業委員会は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 第一次審査結果の確認
  - (2) 第二次審査を担当する2名のレフェリーの選任
6. 第二次審査にあたるレフェリーは会員から選任する。
7. 第二次審査にあたって、レフェリーについては匿名性を確保する。
8. 第二次審査における判定は、(1)論文として掲載可、(2)論文として条件付掲載可、(3)掲載不可とし、レフェリーはその理由を明示するものとする。
9. 第二次審査でレフェリー間での審査結果が異なる場合には、事業委員会はレフェリーと協議し、掲載の可否について最終的な判断を下すものとする。

## 編集委員会からのお知らせ 機関誌『統計学』の編集・発行について

編集委員会

2016年9月より、新しい規定にもとづいて、「研究論文」と「報告論文」が設定されました。皆様からの積極的な投稿をお待ちしております。また、本号より掲載が開始された「『統計学』創刊60周年記念特集論文」につきましては、本号の「『統計学』創刊60周年記念特集掲載号関連諸規程」ならびに学会の公式ウェブサイトをご参照下さい。

1. 投稿は、常時、受け付けています。なお、書評、資料および海外統計事情等については、下記の  
[注記2]をご確認下さい。
2. 次号以降の発行予定日は、  
第113号：2017年9月30日、第114号：2018年3月31日です。
3. 投稿に際しては、「投稿規程」、「執筆要綱」、および「査読要領」などをご熟読願います。最新版は、  
学会の公式ウェブサイトをご参照下さい。
4. 原稿は編集委員長（下記メールアドレス）宛にお送り下さい。
5. 原稿はPDF形式のファイルとして提出して下さい。また、紙媒体での提出も旧規程に準拠して受け  
付けます。紙媒体の送付先は編集委員長宛にお願いします（住所は会員名簿をご参照下さい）。
6. 原則として、すべての投稿原稿が査読の対象となります。
7. 通常、査読から発刊まで査読が順調に進んだ場合でも、2ヶ月から3ヶ月程度を要します。投稿に  
あたっては十分に留意して下さい。

編集委員会、投稿応募についての問い合わせは、

下記メールアドレス宛に連絡下さい。

また、編集委員長へのメールアドレスも下記になります。

**editorial@jsest.jp**

来年度（2017年度）の編集委員は、つぎのとおりです。

編集委員長 藤井輝明（大阪市立大学）

副委員長 水野谷武志（北海学園大学）

編集委員 橋本貴彦（立命館大学）

小林良行（総務省統計研究研修所）

山田 満（東北・関東支部所属）

[注記1] 『統計学』の定期刊行に努めておりますので、できるかぎり早期のご投稿をお願いします。  
113号（2017年9月30日発行予定）への掲載を想定した場合、「研究論文」と「報告論文」の原  
稿は、2017年7月初旬を目途として、それまでにご投稿ください。

[注記2] 書評、資料および海外統計事情等について、執筆、推薦、および依頼等をお考えの会員が  
おられましたら、企画や思いつきの段階で結構ですので、できるだけ早い段階で、編集委  
員会にご一報下さい。  
以上

### 編集後記

研究成果を投稿下さいました執筆者の皆様、査読に関わって下さいました皆様、そして、書評の依頼をお引き受け下さいました皆様に、心からお礼申し上げます。また、本号より、「『統計学』創刊60周年記念特集論文」の掲載も開始されました。特集論文を投稿下さいました皆様、そして、創刊60周年記念事業委員会（委員長：水野谷武志会員）の皆様にも、改めて感謝申し上げます。さて、次号113号より、藤井輝明編集委員長のもとで、本誌が編集されます。編集委員会では、機関誌『統計学』を充実させていくために、皆様からの率直なご意見と、そして、研究成果の積極的なご投稿をお待ちしております。今後ともよろしくお願い申し上げます。（朝倉啓一郎 記）

## 執筆者紹介

|       |                   |      |              |
|-------|-------------------|------|--------------|
| 水野谷武志 | (北海学園大学経済学部)      | 田添篤史 | (京都大学経済学研究科) |
| 金子治平  | (神戸大学大学院農学研究科)    | 山口秋義 | (九州国際大学)     |
| 福島利夫  | (専修大学経済学部)        | 西村善博 | (大分大学経済学部)   |
| 高橋将宜  | (東京外国语大学経営戦略情報本部) |      |              |

## 支部名

北 海 道 .....  
東 北・関 東 .....  
関 西 .....  
九 州 .....

062-8605 札幌市豊平区旭町4-1-40  
北海学園大学経済学部  
(011-841-1161)  
980-8511 仙台市青葉区土樋1-3-1  
東北学院大学経済学部  
(022-721-3417)  
567-8570 茨木市岩倉町2-150  
立命館大学経営学部  
(072-665-2090)  
870-1192 大分市大字且野原700  
大分大学経済学部  
(097-554-7706)

## 事務局

水野谷武志  
前田修也  
田中力  
西村善博

## 『統計学』編集委員

朝倉啓一郎(東北・関東) [長] 藤井輝明(関西) [副]  
前田修也(東北・関東) 橋本貴彦(関西)  
山田満(東北・関東)

## 『統計学』創刊60周年記念事業委員会

水野谷武志(北海道) [長] 大井達雄(関西) [副] 伊藤伸介(東北・関東)  
池田伸(関西) 村上雅俊(関西) 杉橋やよい(東北・関東)  
上藤一郎(東北・関東) 朝倉啓一郎(東北・関東) 西村善博(九州)

## 統計学 No.112

|               |     |                                                                                                                    |
|---------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2017年3月31日 発行 | 発行所 | 経 済 統 計 学 会                                                                                                        |
|               |     | 〒112-0013 東京都文京区音羽1-6-9<br>音羽リスマチック株式会社<br>TEL/FAX 03(3945)3227<br>E-mail: office@jsest.jp<br>http://www.jsest.jp/ |
|               | 発行人 | 代表者 西村善博                                                                                                           |
|               | 発売所 | 音羽リスマチック株式会社<br>〒112-0013 東京都文京区音羽1-6-9<br>TEL/FAX 03(3945)3227<br>E-mail: otorisu@jupiter.ocn.ne.jp<br>代表者 遠藤誠    |

# STATISTICS

---

No. 112

2017 March

---

## Articles

|                                                                                                            |                  |        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------|
| Extended Childcare Time for Married Couples with Infants                                                   | Takeshi MIZUNOYA | ( 1 )  |
| .....                                                                                                      |                  |        |
| Investigation on Financialization of Japanese Economy :<br>Focusing on the Character of Industrial Capital | Atsushi TAZOE    | ( 15 ) |
| .....                                                                                                      |                  |        |

## Book Reviews

|                                                                                                                                                             |                    |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------|
| Jun-ichi OKABE and Aparajita BAKSHI, <i>A New Statistical Domain in India : An Enquiry into Village Panchayat Databases</i> , Tulika Books, New Delhi, 2016 | Jihei KANEKO       | ( 30 ) |
| .....                                                                                                                                                       |                    |        |
| I.I. ELISEEVA and A.L. DMITRIEV, <i>General Survey on History of Russian State Statistics</i> , Rostok, St. Petersburg, 2016                                | Akiyoshi YAMAGUCHI | ( 37 ) |
| .....                                                                                                                                                       |                    |        |
| Akira NOZAKI ed., <i>Unequal Society</i> , Dobunkan Shuppan, Co., Tokyo, 2016                                                                               | Toshio FUKUSHIMA   | ( 43 ) |
| .....                                                                                                                                                       |                    |        |

## Special Section : The 60<sup>th</sup> Anniversary of the *Journal*

|                                                                                                                      |                     |        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------|
| Introduction                                                                                                         | Takeshi MIZUNOYA    | ( 47 ) |
| .....                                                                                                                |                     |        |
| Special Topic A : Problems in Microdata Analysis of Official Statistics Based on Probability Sampling Designs        |                     |        |
| .....                                                                                                                |                     |        |
| The Reform of Population Census : French Rolling Census                                                              | Yoshihiro NISHIMURA | ( 49 ) |
| .....                                                                                                                |                     |        |
| Special Topic B : Methodological Perspectives in the Creation and Release of Official Microdata                      |                     |        |
| .....                                                                                                                |                     |        |
| Missing Data Treatments in Official Statistics :<br>Imputation Methods for Aggregate Values and Public-Use Microdata | Masayoshi TAKAHASHI | ( 65 ) |
| .....                                                                                                                |                     |        |

## Activities of the Society

|                                                      |        |
|------------------------------------------------------|--------|
| Activities in the Branches of the <i>Society</i>     | ( 84 ) |
| .....                                                |        |
| Prospects for the Contribution to the <i>Journal</i> | ( 89 ) |
| .....                                                |        |

---

JAPAN SOCIETY OF ECONOMIC STATISTICS

---